

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和3年12月2日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 伊藤裕一

5番 長田麻美

6番 山本伸子

7番 柳井哲也

8番 石原幸雄

9番 甲斐徳之助

10番 池辺己実夫

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 諸橋太一郎

19番 市川圭一

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和3年第4回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「出資法人の経営状況の公表の義務化」について 2. 「NPO法人サンライズとの対比におけるデマンド型タクシーのあり方」について 3. 「都市計画行政」について 4. 「建造物文化財の耐震化」について 5. 「国や県からの職員の派遣要請」について	牛久都市開発株式会社の経営状況の公表の義務化に向けて、地方自治法施行令第152条に基づく条例の制定か株式の保有比率の見直し等をすべきと考えるが？ ①NPO法人サンライズの存在意義は？ ②利用料や運行開始時間の見直しをすべきと考えるが？ ③他の自治体への乗り入れを検討すべきと考えるが？ ①開発等に際しての公費負担へのガイドラインを設定すべきと考えるが？ ②圏央道の4車線化に伴う工場用地の拡充に向けて、カントリーラインから桂工業団地に至る市道を整備すべきと考えるが？ 国庫補助金等を用いて、女化青年研修所と雲魚亭とを耐震化すべきと考えるが？ 県道竜ヶ崎阿見線バイパスの整備事業に係わる市職員の派遣の要請があったと聞いているが、今後、国や県からの職員の派遣要請への対応は？	市 長 関係部長 市 長 教 育 長 関係部長 市 長 関係部長
2. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. 新型コロナワクチン3回目接種について	①厚生労働省は、3回目接種について、2回目接種を終えた12歳以上の全員を公費負担の対象とする方針を決めた。各自治体は3回目接種のスケジュールをホームページ等に掲載している。本市の今	市 長 関係部長

	<p>2. インフルエンザ対策について</p> <p>3. マイナンバーカードについて</p>	<p>後の計画を伺う。</p> <p>①2021年冬のインフルエンザは大流行すると予想されているが、本市の取り組み・対策を伺う。</p> <p>①健康保険証として利用する患者側と病院側のメリットを伺う。</p> <p>②健康保険証として利用する手続きについて伺う。</p> <p>③本市において、利用に対応する医療機関・薬局を伺う。</p> <p>④今後のマイナンバーカードの達成目標、申請のための啓発活動について伺う。</p>	
<p>3. 山本 伸子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市民協働から市民共創へ～第4次総合計画より</p>	<p>(1)パブリックコメントによる意思決定への市民参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの認知度と現状について伺う ・パブリックコメントの課題について伺う ・指針の策定に向けての考え方について伺う <p>(2)審議会、委員会等による政策形成過程への市民参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の傍聴や議事公表の現状について伺う ・公募制の導入について伺う ・自治基本条例等の制定について伺う <p>(3)文化財の保存、活用における市民との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市指定史跡小坂城跡及び市指定文化財雲魚亭の官民協働による取り組みについて伺う ・牛久沼周辺地区の市指定以外の文化財の官民協働による取り組みについて伺う 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
<p>4. 守屋 常雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. 阿見町との合併について</p>	<p>(1)仮定の話をするのは誠に憚れるが、隣接する阿見町は多くの企業の誘致をはじめ、ライトウインズ</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

	<p>2. 生活保護のあり方について</p>	<p>阿見、自衛隊基地、阿見アウトレット等を擁する非常に個性的で魅力有るパートナーと考えられる。もしも阿見町との合併が実現すれば、双方の観光資源と地域の魅力を最大限に活かし、集客力の向上に努めればますます住みやすい環境が整い、更なる定住人口増が実現するものと思う。その結果、常磐線ひたち野うしく駅の乗降客の増加が図られ、住み易さ一番の街が実現できると考える。</p> <p>また、来年度に完成する荒磯部屋は必ずや長い期間日本の相撲ファンの人気の的になるのではないかと思う。そして市民の楽しみや活力アップにつながり、これが地元経済の底力を付け、新交通システムへの投資等につながると考える。</p> <p>阿見町の住民の方々も上下水道への投資が進んだり、教育施設や内容も更にバージョンアップに繋がり、更に交通網の整備も進むものと考ええる。</p> <p>今後、将来的に阿見町との合併を目的とした話し合いを進めていくか、執行部の考えを伺う。</p> <p>(1) コロナ禍が原因で生活保護に至ったケースについて、牛久市でわかる範囲での件数とその特徴的な原因はあるか。</p> <p>(2) 引きこもりは若者だけではなく中年以降の方も多くあるが、この人たちも将来的には生活保護を受けることになるか。また、その実態を把握しているか。それについて将来の対策を考えているか。</p> <p>(3) 国としても生活保護者の</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>
--	------------------------	---	----------------------------

		増加には頭を痛めていると思うが、コロナが収束したら次の段階として根本的な抑制策が出てくる危険があるが、市独自の対策を考えているか。または準備に入っているか。	
5. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. コロナ禍後の支援策 魅力ある「まちづくり」に着手 2. 牛久市の偉人について	1) 農林商工の実状について 2) 市と商工会との連携とハートフルクーポン券について(支援策) 3) 農林業対策 4) 観光客対策 ・国内客とインバウンド ・野菜直売所、物産店 1) 牛久市民が誇りとする市の偉人にはどのような人がいるのか 2) その方々の展示会の予定について 3) 現在活躍中の偉人を顕彰する意義について	市長 関係部長 市長 教育長 関係部長
6. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. 教員による児童生徒に対する性暴力の根絶について 2. 本市職員の男女共同参画の現状について	(1) 近年における本市教職員のわいせつ行為等に係る懲戒処分件数、うち児童生徒性暴力等件数及び当該性暴力等の内容 (2) 児童生徒性暴力等の未然防止のための取り組み (3) 児童生徒性暴力等やその疑いが発覚した場合の教育委員会・学校の対応、被害児童生徒への支援策 (1) 女性職員の割合及び近年の女性職員採用の割合 (2) 女性の職員採用数が男性のそれより少ない理由 (3) 本市の管理職の職位名と、職位ごと及び部署ごとの女性管理職の割合 (4) 女性の管理職員数が男性のそれより少ない理由 (5) 部署によって女性の管理職員数に大きな差がある理由 (6) 職員採用や管理職登用に	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>において男女均等数を達成する目途</p> <p>(7)本市が考える男女共同参画社会を確立するために必要なこと</p> <p>(1)市役所庁舎移転の考え、旧奥野小学校跡地への移転という選択肢の有無</p>	
7. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	<p>3. 市役所庁舎移転と牛久駅周辺地域及び東部地区の活性化について</p> <p>1. 緑ゆたかなうるおいのある街づくりについて</p> <p>①住井すゑ文学館(抱樸舎) 小川芋銭記念館(雲魚亭)</p> <p>②牛久シャトー</p> <p>③近隣公園</p> <p>④河津桜の苗木購入や管理</p> <p>2. 3度目のコロナワクチン接種について</p> <p>①予約に対して、どのように実施するのか</p>	<p>①周辺に河津桜や紫陽花等の花木の植栽で四季を通じて人が訪れる環境の整備</p> <p>②現在のソメイヨシノ桜の長寿命化を図ると共に河津桜の補植をする。</p> <p>③牛久シャトーに近隣公園を一体的に整備し回遊マップの作成</p> <p>④市民を巻き込むためネーミングの公募や里親制やオーナー制の導入</p> <p>①高齢者については困難状況とならないための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護者とその家族 ・インフルエンザへのワクチン接種とコロナワクチンの接種の医療機関との関係 	市長 関係部長
8. 市川 圭一 (一問一答方式)	気象庁地磁気観測所について	<ul style="list-style-type: none"> ・現況での問題点(常磐線への影響) ・常磐線輸送力の強化策 ・常磐線輸送力強化による経済効果 	市長 副市長 教育長 関係部長
9. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. 第3セクターの合理化について	<p>1. 既存第3セクターの一本化について</p> <p>2. 観光協会の法人化の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実態と実績 ・観光客の実情・ツアーの造成 	市長 教育長 関係部長

		(アフターコロナの観光産業) ・CFの受け皿として ・キャッシュレスカードの導入	
10. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 住井すゑ文学館を活かしたまちづくりについて 2. 高齢障がい者の福祉サービスについて	(1)住井すゑ文学館の取り組みについて ・文学館開館までの取り組み ・文学館が指すもの ・住井文学(作家論・作品論)の研究 ・生涯学習や図書館等との連携 ・学校教育への活かし方 (2)文学館を核とした地域連携・整備について ・案内板の設置と散策ルートの推奨 ・周辺文化施設・文化財の活用と整備 (1)65歳を超えた方の障害福祉サービスについて ・加齢による障がいの重度化・重複化への対応 ・家族支援 (2)65歳を超えてから障がいを負った方の福祉サービスについて ・障害者手帳交付時の窓口での対応 ・介護支援専門員・相談支援専門員との連携 ・困難事例の相談支援 (3)障害福祉・介護福祉事業所の現状	市長 副市長 教育長 関係部長
11. 長田 麻美 (一問一答方式)	1. 市役所庁舎の狭さや老朽化の問題について 2. 学生の学習スペースや居場所づくりについて	(1)庁舎の現状 (2)ひたち野うしくリフレビルの現状について伺う (3)リフレビルに分庁舎、住民サービス向上のために支所を開設してはどうか (1)現在の状況について (2)駅前等、市内学生がアクセスしやすい場所に学習スペースや居場所づくりを求める声が多い。早期の設置を求めるがどう	市長 副市長 教育長 関係部長

	3. 支援を要する児童生徒の受け入れ体制は	か。 (1)各学校の支援を要する児童生徒の人数 (2)現在の状況について (3)今後の対応について	
12. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 子どもたちの経験値を上げる取り組みを (1)国際交流について (2)主権者教育について (3)牛久運動公園施設整備について 2. コロナワクチン接種に伴う課題と対策 (1)接種を受けられない市民への補助について (2)接種不安の解消に向けて	(1)児童・生徒を対象とした異文化交流・体験の新たな取り組みと考え方 (2)18歳以上の生徒を対象とする移動投票所開設について (3)プール施設・多目的広場の整備の方向性 (1)持病等の事由によりワクチン接種を受けられない市民にPCR検査助成・抗原検査キットの配布は (2)副反応の不安をやわらげる工夫及び医薬品添加物(ポリエチレングリコール)アレルギーを持つ市民へのアストラゼネカワクチン接種等の広報は	市長 副市長 関係部長
13. 北島 登 (一問一答方式)	1. 新型コロナ対策、県からの通知に沿った市の取り組みについて 2. 校則について	1. 県の新型コロナ感染症の自宅療養者の情報提供 1)自宅療養者の基準 2)過去の情報はあるのか 2. 情報の取り扱いについて 1)情報にアクセスできる範囲 2)情報の取り扱い 3. 市として行う支援 1)パルスオキシメーターの配布 2)毎日の状況確認の体制 3)食料品、生活必需品の配布方法と体制 4)自宅療養後の支援 1. 昨年12月以降、校則の見直しについて	市長 教育長 関係部長

		<p>①見直しをして改正した学校数</p> <p>②児童生徒、保護者の意見がどのように取り入れられたか</p> <p>2. 校則改正内容とその理由</p> <p>3. 人権教育としての校則。</p> <p>憲法、国連子どもの権利条約を学んだ学校数</p>	
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	<p>1. 国民健康保険税について</p> <p>2. ジェンダー平等について</p> <p>3. 高齢者の交通手段確保について</p>	<p>1)2018年4月からの都道府県化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県納付金の標準保険料率の算定根拠 ・ 保険者努力支援制度 <p>2)2022年4月から賦課方式を4方式から2方式導入による市民の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保運営協議会の審議内容は ・ 子どもの均等割軽減策は ・ 国保基金は <p>3) 保険税滞納による世帯数、短期保険証発行、差押数、差押金額の3年間の推移と滞納者への対応</p> <p>1)ジェンダー平等に対する市の考え</p> <p>2)男性と女性では生涯賃金の差が約1億円といわれており、将来の年金額に影響する。市職員の男女賃金の状況は</p> <p>1) 高齢者の移動手段確保にかっぱ号のフリーパス導入に補助を</p>	市長 関係部長
15. 利根川 英雄 (一問一答方式)	<p>1. 草刈り条例</p> <p>2. 第4期環境基本計画について</p>	<p>年度別雑草除去しない件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第4・5・6・7・8の年度別件数 ・ 代執行の件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会でのこれまでの議論 ・ 具体的計画はどこまで議論されたのか ・ バイオマスタウン構想の 	市長 教育長 関係部長

		状況 ・2050年排出ガスゼロ について	
16. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 公共施設利用に ついて 2. 人事行政につい て	①公共施設使用料金の高齢 者割引 ①民間型採用試験の実施 ②資格・免許職の応募促進 策 ③ICT人材の確保 ④大学院等での学び ⑤人事交流 ⑥副業・兼業の在り方	市 長 副 市 長 関 係 部 長
17. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. HPVワクチン 積極的勧奨再開に ついて 2. ヤングケアラー の支援について	1. 本市の通知実施世代の 接種率について 2. 積極的勧奨が再開され た場合の対応 3. 今後、定期接種対象年 齢以外への救済制度が導 入された場合の対応 1. 実態調査にむけて、ど のように調査研究をされ たか 2. 市としての支援策 3. 教育と福祉の連携	市 長 教 育 長 関 係 部 長
18. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 牛久市における 特別支援教育の現 状と対応について	(1)市内小中義務教育学校に おける支援の必要な児童 生徒の状況について (2)児童クラブにおける支援 の必要な児童の状況につ いて (3)支援の必要な児童生徒に 対するICTの活用につ いて (4)支援の必要な児童生徒へ の対応とアクティブ・ラ ーニングについて (5)児童クラブにおける支援 の必要な児童への対応に ついて	市 長 副 市 長 関 係 部 長 関 係 次 長

令和3年第4回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和3年12月2日（木）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時02分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、8番石原幸雄議員。

[8番石原幸雄議員登壇]

○8番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。今議会より無党派となりました石原幸雄でございます。

ただいまより、議長への通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず第1点目といたしまして、出資法人の経営状況の公表の義務化について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市には市が出資する会社法人として、牛久都市開発株式会社、うしくグリーンファーム株式会社、牛久シャトー株式会社の3つの法人が存在いたします。一方、普通地方公共団体が出資している法人については、地方自治法第243条の3第2項において、毎年、決算書類の公表が義務づけられておりますが、より詳細な規定は政令である地方自治法施行令第152条に規定されております。すなわち、決算書類の公表の義務対象として、同条の第1項には、当該普通地方公共団体が資本金、基本金、その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社と規定されていることに続き、第2項には、当該普通地方公共団体が資本金、基本金、その他これに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち、

条例で定めるものと規定されているのであります。それゆえこの規定に従えば、うしくグリーンファーム株式会社と牛久シャトー株式会社とは、地方自治法施行令第152条第1項に規定される株式会社に該当することから、決算書類の公表が義務づけられており、毎年、市議会議員に決算書の写しが配付されていることは論をまたないところであります。

しかしながら、牛久都市開発株式会社については、地方自治法施行令第152条第2項に規定される資本金の出資比率の要件を満たしてはいるものの、経営状況の公表に関する条例が本市には存在しないので、現段階では経営状況の公表の義務は生じていないと解されております。

ところで、現在の行政には税金の使途についての透明性や公平性等が求められておりますが、このことは本市が株式を保有し、本市の市長等が役員を務め、本市とは極めて深いつながりのある牛久都市開発株式会社についても当てはまり、その意味で同社の経営状況の公表に向けての早急な対応が検討されてしかるべきであると判断をいたします。

そこで、質問をいたします。牛久都市開発株式会社の経営状況の公表の義務化に向けて、公表を義務づける条例を制定するか、もしくは増資等により本市の株式の保有比率を2分の1以上とするか、この際、いずれかの選択をすべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 市の出資法人における経営状況の公表義務につきましては、議員の御質問にもありましたとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、またその対象となる法人につきましては、同法施行令第152条第1項第2号の規定に基づき、市が2分の1以上を出資している株式会社の経営状況を説明する書類を議会に提出する形で対応を行っております。

本市における牛久都市開発株式会社の株式所有割合は49.9%であるため、議会への公表義務を伴う法人には該当いたしません。平成31年第1回牛久市議会臨時会において、平成30年度牛久市一般会計補正予算に対する附帯決議として、同社における決算報告書の開示が決議されたため、毎年度、議会への公表を行っております。

さらに、同社の役員につきましては、本市より、市長、副市長及び総務部長が選任されているほか、平成31年度からは、監査役として牛久市議会からも代表者1名に加わっていただいていることにより、他の市出資法人と比較しても、経営への監視体制は十分整っており、既に地方自治法に定める出資金を2分の1以上支出する株式会社と同等の対応を行っているものと認識しております。

次に、増資及び株式の保有比率の見直しにつきましては、同社においては、昨期、税務上の優遇措置を受ける観点から、一部減資を行っていることもあり、現時点で増資の検討はなされ

ておりません。

したがって、株式の保有率を高めるためには、現在、牛久都市開発株式会社株を保有している方からの取得の方法のみとなります。

以前、株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメントから、エスカード牛久ビルの床を取得する際に、株式の売買の話が上がりましたが、交渉は成立せず、以後、現在に至るまで、株式取得の協議は行っておらず、今後につきましても株式取得の予定はございません。

以上の点から、今後、引き続き附帯決議に基づき、同社の決算報告書の開示を継続してまいります。現時点においては、新たな条例の制定や株式保有比率の見直しについては考えておりません。

一方で、議会への公表だけではなく、広く市民の皆様にも情報を開示していくとの観点や、総務省が示す、第三セクター等の経営健全化等に関する指針の中で、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であるとされていることから、当然、経営への影響というものも十分考慮した上での判断となるかとは思いますが、同社に対して引き続き積極的な情報公開を行うよう求めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今回の部長の答弁によりますと、議会決議があったから経営状況の公表を牛久都市開発株式会社については続けていくのだということなのですが、これは議会決議がなかったらどうだったんでしょうね。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 議会決議がなかった場合には、当然、議会の公表義務はないので、公表はそれ以前同様にしていなかったというふうに考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 どうもこの答弁を聞いていますと積極性が感じられないわけです。どうして市が、5割を超えない49.9%というぎりぎりのところなんですけれども、それだけの株式を保有している会社でありながら、議会に対してその公表の義務化ということなぜ考えないのか、再度お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 先ほどの御答弁の中でもお答えはいたしておりますけれども、附帯決議に基づいて、毎年度、議会への公表というのは行っているわけでございまして、これにつきましては地方自治法の規定と同等の対応ではないかというふうに考えているところでございます。

また、同じように、役員に市長、副市長、総務部長、また議会からも監査役として1名加わ

っていただいているということから、牛久市にあるほかの第三セクター、そちらと比較しましても十分な監視体制というのが整っているものという認識がございます。

また、今回、議員のほうから条例の制定ということはいかなるものかというふうな御質問の中で、これについて近隣自治体等も含めまして調査いたしましたところ、茨城県内ではこの条例の制定を行っている市という自治体は1つもないということですし、また全国で見ましても20件ほどしか例がないという状況でございます。政令指定都市が今、国内には20市ほどありますけれども、その中でも制定しているのが6市、20万人以上の中核市、これが62ほどありますけれども、こちらで制定しているのも5市でございます。当然、中核市の中には20万人以上ということで水戸市も含まれておりますけれども、水戸市のほうでも制定していないということになります。

茨城県の中で、自治体としては制定していませんけれども、茨城県そのものはこの条例は制定しているということは分かっておりますけれども、そういった状況も考えながら、ここで牛久市が何で一番最初にこの条例をやっていくのかというのが、附帯決議もあって公表もしているのということからも考えますと、最初にやっていく必要性はないのではないかという判断の下に、今回はやらないというふうな答弁となりました。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 附帯決議をつけたということは、その当時の4億円の貸付けがあったからそういうふうなことをしたのであって、私が問題にしているのは、その附帯決議云々かんぬんというよりも、地方自治法施行令第152条に基づいて経営公表を義務化するための条例の制定や、2分の1以上の株式の保有をもって経営公表を義務化すべきだというふうなことを言っているのだから、附帯決議がどうのこうのということではありません。今の部長の答弁を聞いておりますと、執行部としては、この問題については極めて後ろ向きであるというふうな理解をいたしまして、この議論をこれ以上続けましても平行線であると思いますので、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、2点目といたしまして、NPO法人サンライズとの対比におけるデマンド型タクシーの在り方について、3項目の質問をいたします。

初めは、デマンド型タクシー導入に際してのNPO法人サンライズの存在意義であります。

申し上げるまでもなく、デマンド型タクシーは、令和2年10月1日に供用開始をされましたが、当該タクシーの導入に際して、当該NPO法人とどのような話し合いを行い、また当該NPO法人に対してどのような説明を行ったのかということでもあります。

この件について、当該NPO法人に確認をしたところ、牛久市の側からは特に話し合いや説明はなかったとのことであり、その意味で、10年以上にわたって公共交通空白地有償運送事業

等が続け、文字どおり地域住民の移動の足として大きな役割を果たしてきた当該NPO法人の存在意義は何であったのか理解に苦しむとの理事長の言葉には、何とも言えない響きがあったことを鮮明に記憶いたしております。

ちなみに、国土交通省による当該NPO法人の事業免許は令和5年7月末日で期限を迎えるとのことでありますが、当該NPO法人は令和4年3月末日をもって事業を取りやめるとのことです。

そこで、質問をいたします。本市は、デマンド型タクシーの導入に際して、NPO法人サンライズの存在意義や役割をどのように考えていたのか、明快なる答弁を求めるものであります。

2つ目は、利用料及び運行時間の見直しの問題であります。

御承知のように、NPO法人サンライズの利用料金は、福祉有償運送を除いて片道1名当たり500円ですが、デマンド型タクシーの片道1名当たりの利用料金は700円であることから、特に当該NPO法人の利用者を中心とする東部地域の住民から、少し高いのではないのかとの疑問の声が聞かれるのであります。

一方、デマンド型タクシーを導入済みの県内の29自治体について、片道1名当たりの利用料を調査したところ、水戸市を除いて本市の利用料が最も高いことが判明したことから、その見直しがなされてしかるべきであると判断をいたします。

また、運行時間については、デマンド型タクシーの利用者の迎車時間が午前9時からとされておりますが、当該NPO法人は利用者の利便性に配慮して午前8時30分から迎車対応をしており、この件についても臨機応変な対応が求められると存じます。

そこで、質問をいたします。デマンド型タクシーの利用料金と運行時間の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

そして、3つ目でございますが、3つ目は、他の自治体への乗り入れの是非であります。

本件について、NPO法人サンライズは、国土交通省茨城運輸支局や地元のタクシー業界との粘り強い交渉を重ね、その結果、龍ヶ崎市の総合病院1か所と阿見町の総合病院1か所に利用者の送迎が可能となりましたが、NPO法人による移送サービス事業として、他の自治体への送迎が公的に認められるケースは極めて珍しく、その意味で当該NPO法人のケースは大変に貴重であり、特に高齢者の住民が多い東部地域における市外への移送サービスは好評であり、そのニーズもかなり高いものがあると確信をいたします。

それゆえデマンド型タクシーについても、他の自治体への乗り入れが検討されてしかるべきであると考えるのでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 石原議員に申し上げます。一問一答方式であるために、項目ごとに答弁を

用意しているようですが、項目ごとの答弁でもよろしいですか。石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そのようにお願いできればと思います。失礼いたしました。

○杉森弘之 議長 ちょっと聞き取れませんでした。

○8番 石原幸雄 議員 そのようにお願いをいたします。大変失礼をいたしました。

○杉森弘之 議長 答弁を求めます。柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 まず1つ目の質問にお答えいたします。

NPO法人サンライズは平成21年6月に設立され、平成23年4月から小坂団地を除く奥野地区を対象に過疎地有償運送を開始しております。令和2年度末の会員登録者数は135人で、平成23年度から令和2年度までの10年間に延べ1万4,944件の移送を行っていただきました。

同法人は、このように多くの移送を担っていただいております。奥野地区の公共交通の活性化に果たした役割は非常に大きかったと考えております。

市といたしましては、同法人の活動の重要性に鑑みまして、同法人を支援するために、全活動期間中、現在も補助金を交付しております。

当該NPOへの事前の説明が不足していたのではないかと御指摘についてですが、乗合タクシーを導入するという方針については事前に説明をさせていただいております。

交通空白地有償運送の取扱いについては、令和2年5月及び6月に開催された牛久市地域公共交通会議で協議が調えられたものでございます。交通会議は、国・県、警察などの行政機関、鉄道、バス・タクシー、移送サービスを行うNPO等の交通事業者、区長会・シニアクラブ、PTA等の利用者で構成されており、市の公共交通施策について協議する機関でございます。うしタクの運行開始に当たって、市といたしましては、当該NPOに龍ヶ崎市と阿見町の医療機関への市外運行が認められていたことから、可能であれば同有償運送を継続させたいと考えておりました。この会議の協議の中で方向性が決まったため、事前の説明を行うことはできませんでした。

2つ目の質問にお答えいたします。

○杉森弘之 議長 いや、1つずつやるんでしょう。石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の次長の答弁を聞いておりますと、当該NPO法人サンライズに対して、うしタクの導入に際して説明を行ったというふうに聞こえたわけですが、サンライズの側から聞いている限り、私が言っているのは十分な説明がなされなかったのはなぜかということを知っているのです。その点についてはどうなのでしょう。再度お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 NPO法人サンライズの代表の方には、毎月、利用人数の報告をいただいております、その際に説明を行っております。

また、公共交通会議のほうなんですけれども、こちらはNPO法人の代表も委員として出席されておりますので、市の施策の方向性についてはその場での説明を行っております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 どうもその説明が食い違っているようですね。よく分からないんですけれども。

それでは、ちょっと角度を変えて質問したいと思いますが、存在意義ということに絞りたいと思うんですけれども、うしタクが結果的に導入されたわけなんですけれども、それについてはやはりサンライズの存在意義というのはかなり大きかったと。これが一つの引き金になったというふうに認識しておりますが、その点について市の見解はどうか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 市内全体の公共交通の施策といたしまして、やはりサンライズが行ってございましたデマンド方式での移送サービス、こちらは非常に利用者の方からも喜ばれており、全市的に広げるべきものであるということで、このうしタクを導入いたしましたので、その点に関してサンライズのほうがお手本になったというか、非常に参考にはさせていただいております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 では、再度確認します。サンライズの存在があったからこそ、うしタクの導入につながったというふうに理解してよろしいんですね。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 サンライズの存在が大きかったことは認識しております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 その答弁を聞いて、サンライズの理事長はどう思うか。これはちょっと本人に聞いてみないと分かりませんが、市としてはサンライズの存在が大きかった、それがうしタクの導入につながったということで理解をしているというふうに認識をいたしました。

それでは次に、料金の見直しの問題でございますが、これについてはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 2つ目の質問にお答えいたします。

まず、料金の設定の考え方についてでございますが、サンライズが行う交通空白地有償運送

におきましては、利用料金が1人1乗車500円、奥野地区内で300円であることは承知しております。

うしタクにおきましても、高齢者割引で65歳以上の方は1人1乗車600円、乗合割引で1人1乗車500円となっており、料金的には大きくは変わらない内容となっております。

基本運賃700円の設定に当たりましては、うしタクが自宅の玄関先から市内の任意の目的地まで送り届ける民間タクシーと同様のドア・ツー・ドア型のサービスであることから、民業圧迫とならないようタクシーの初乗運賃740円や民間路線バスの運賃とのバランスに配慮しております。なお、タクシーを自宅に呼んだ場合にかかる迎車料金はうしタクでは不要となっております。その上で、利用者の運賃負担に配慮し、500円の乗合割引を設定いたしました。

令和2年10月から令和3年9月までの1年間において、全利用者5,749人のうち、約93%に当たる5,252人が65歳以上の方であり、600円で利用できる方でした。加えて乗合割引もあることから、全利用者の約40%に当たる2,350人が500円で利用されています。700円で乗車した方は264人で全体の5%未満であり、多くの方が600円以下で利用されていると考えております。

利用料金の考え方として、うしタクは全市民を対象としているため、市内一律の料金水準を適用すること、利用する方が受益者となるため、利用者に一定の負担を求めることを基本としております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 他の自治体は、先ほども申し上げたように、多くの自治体において500円とか300円とかいう設定でやっているわけです。確かに次長が言うとおおり、民業圧迫というのは、これはいけないことなのではございますけれども、他の自治体が行っているのに、どうして牛久市はできないのですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 こちらで他の自治体の料金の状況を調べますと、他市の基本運賃は、合併して広い市などは、その市を幾つかに分割して、その1つの地区内の料金が設定されていたり、また乗降場所が限定されていたり、あとは1時間単位の定時運行であったり、そういった様々な条件がつきます。うしタクはフルデマンド方式ということでやっておりますので、他市の運行状況とはかなり違うようになっておりますので、この料金設定をいたしております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そうすると、料金については、今後とも見直す考えは牛久市はないというふうに理解してよろしいのですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 料金についての見直しの考え方ですけれども、こちらについては利用者の皆様のお声を聞いて、また地域の状況、公共交通の状況を聞いて判断したいと考えておりますので、今後絶対に見直さないというわけではございません。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そうすると、確認ですが、利用者や市民から料金を見直すべきだという声が多く上がってくれば、見直しを考える、検討するという理解でよろしいですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 そのような声が大きくなれば検討せざるを得ないと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは続いて、運行時間の見直しについての質問をさせていただきましたが、これについてはいかがですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 運行時間についてお答えいたします。

利用時間の拡大についてでございますけれども、現在の運行時間は午前9時から午後5時までとなっております。この時間についても、うしタクが民業圧迫とならないよう、民間タクシー会社の客数が少ない時間帯を事業者に配慮して決定したものでございます。

実際の運行においては、午前9時には利用者宅へ到着するようにしております。うしタク利用の66%を占める医療機関の診療開始時間も多くが午前9時でございますけれども、利用者の方には予約時の説明によりサービス内容を御理解いただき、継続的に御利用いただいております。

うしタクは、タクシーやバス、電車などの市内公共交通事業者との協議を調えた上で事業を行っております。市の提供するサービスが拡大することによって民間のバスやタクシーの利用客を奪うようなことがあると本末転倒となってしまいますので、全市的な移送手段であるため、民業圧迫とならないように慎重に事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 NPO法人サンライズとの対比におけるデマンド型タクシーの在り方ということで今回は質問をしているわけなんですけれども、東部地域というのは御案内のように牛久市中心部から一番離れている地域です。それで、病院は、先ほど次長がお答えされたように、午前9時から始まる場所が多いと。そうすると、やはり9時から始まるのに9時に乗車したのでは、なかなかその先の終わる時間も長くなってしまふ、遅くなってしまふということから、

サンライズは30分早めて午前8時半からの対応をしているわけです。

当然、東部地域においては今までも、皆さんもお分かりのように、あまり民業圧迫という言葉が当てはまらないのかもしれませんが、タクシーを使って遠くまで行く人というのはいないわけなのです。そういう意味で、サンライズが8時半から対応していても民業を圧迫していたとは私は考えていないし、地域住民もそういうふうに思っています。であるとすれば、やはりその辺は地域性を考えた対応というものも、公共交通を担っている牛久市としての立場でもあろうかと思しますので、その辺についてはどうですか。見直しの考えはありませんか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 まず、うしタクについてなんですけれども、うしタクは牛久市内全地域を対象としていることから、やはりタクシー事業者がこの時間はうちのほうもお客様が多いのでやめてほしいということの意見をいただいておりますので、その時間については運行することは行っておりません。

地域的なもので、東部地区がどうかとおっしゃることについてですけれども、また地域を分けた制度設計をいたしますと、当然、市の施策として全市的に行っているものをさらに制度を分けてしまうことにもなりますので、やはり受益者の方々の負担も併せて検討しなくてはならないとか、いろいろ検討事項も増えていきます。現在のところは、運行時間については見直しは考えておりません。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 これも先ほどの料金の問題と同じように再度お尋ねしますが、そういう利用者の声というようなものが大きくなってきた場合には運行時間の見直しもあり得るといふふうに考えてよろしいですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 利用者の方々の声は、私ども真摯に聞かなければなりませんので、そういったことで検討の段階に入るかどうか、慎重に検討してまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 慎重に検討するというので、そういうふうな利用者の声が大きくなってきた場合には検討もあり得るといふふうに理解をいたしまして、次の質問に移ります。

他の自治体への乗り入れの問題でございます。これについてはいかがですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 うしタクの他自治体への乗り入れにつきましてお答えいたします。

うしタクの他自治体への乗り入れにつきましては、NPO法人サンライズが行っております

市外運行は、市としても重要なことと考えておりました。

実際の市外運行の実施に当たっては、乗り入れ先自治体内の交通事業者を含めた自治体との協議を調えることが求められます。

龍ヶ崎市の龍ヶ崎済生会病院への乗り入れにつきましては、龍ヶ崎市及び龍ヶ崎市タクシー組合との協議に基づき、令和3年4月から実証運行として実施することができました。阿見町の東京医科大学茨城医療センターへの乗り入れにつきましても、阿見町及び阿見町のタクシー組合との協議において、牛久市在住のタクシー利用者がいるとのことで、さらなる協議が必要な状況でございます。

また、本年度は交通空白地有償運送とうしタクがともに運行されておりますので、同運送終了後のうしタクの利用者見込みが不透明な状況にあります。このため、現在は空白地有償運送及びうしタクの利用者データを収集し、同運送終了後の状況についてシミュレーションを行っております。

今後は、シミュレーション結果を踏まえて必要な車両数を試算するとともに、乗り入れについての関係者協議を進めたいと考えております。

以上お答えいたしました。利用者の立場からは安価な料金が望ましいことは、市としても理解しております。一方で、公共交通の持続可能性の観点からは、既存交通事業者への配慮や利用者の適正な負担も非常に重要であると考えております。

うしタクの見直しについては、車両の利用状況や利用者の声を聞き取りまして、関係者と協議の上、継続的に進めてまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 龍ヶ崎市の済生会病院への送迎は可となったということで、これは非常にいいことだと思いますが、今、阿見町の東京医大の医療センターへの送迎が検討課題であるということです。そうすると、その結論は、次長、いつ頃出ますか。

○杉森弘之 議長 経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 阿見町との協議につきましては、継続的に行っております。ただ、この場でいつまでに実現するかというところは、まだ判明しておりません。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 これは、市としてはどうなんですか。阿見町への乗り入れの積極性というのは考えているのですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 やはり通院されている方も多くいらっしゃる

思いますので、こちら重要な課題だと思って積極的に進めてまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 来年たしか阿見町の町長選挙が2月にあると思うんですが、どうなんでしょうか。これは年度内に結論が出る可能性はないのですか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 申し訳ございませんが、年度内には難しいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 年度内は難しいということは、それではいつ頃を予定している腹積もりなのでしょうか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 阿見町の東京医科大学の病院のほうへの運行の希望については、お客様の要望もございませう。こちらとしても鋭意努力し、なるべく早くの実現を目指したいと思っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 次長の答弁を聞く限り、次長の判断としてはなかなか答えづらい問題であるというふうに理解をいたしまして、引き続き粘り強い交渉を続けていっていただくべきだということを申し上げまして、3点目の質問に移ってまいりたいと思っております。

次に、第3点目といたしまして、都市計画行政について2項目の質問をいたします。

初めは、開発等に伴う公費負担の在り方であります。

御承知のように長引く不況やコロナ禍により、区画整理や再開発に象徴される大規模な開発行為は鈍化傾向にはあるものの、基本的には自治体の活力の源泉と考えられることから、様々な自治体において何らの形式の大規模開発が実施されていると認識いたしております。

一方、区画整理や再開発が実施される際には、当該行為が行政主体でも民間主体でも、いずれの場合にも道路や下水道の整備のほか各種調査業務など、いわゆる公費負担が伴うことは論をまたないところでありますが、景気の低迷による税収の落ち込みや人口減少の時代背景に鑑みれば、開発に伴う公費負担は極力抑制をされてしかるべきであると存じます。

ところで、本市においては、東獺穴地区の住民が区画整理方式による民間主体の開発を希望していると聞き及んでおりますが、本市における当該開発を含む今後の開発に伴う公費負担の抑制方法として、事業費全体に占める負担割合に関わるガイドラインなども設定することが選択肢の一つであると判断をします。

そこで、改めて質問をいたします。今後の開発等に際しての公費負担の在り方についてはど

のようにお考えでしょうか。簡潔で明瞭な答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 議員御指摘のとおり、昨今の時代背景を鑑みれば、開発に伴う公費負担は、極力抑制されるべきものと認識しております。

現在牛久市では、ひたち野うしく中学校に隣接する東猫穴地区約10.5ヘクタールにおいて、業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業を検討しているところであり、総事業費は約20億円、そのうち市負担額として約2億円を見込んでいるところでございます。

この市負担額約2億円の内訳につきましては、牛久市土地区画整理事業助成規則に基づき、事業認可までに要する費用として、事業を施行するに当たり必要な調査や測量、設計等を計上しております。また、それに加え、市で行わなければならない業務として、都市計画変更のためのコンサル業務委託費や地区外下水道整備費なども含まれております。

現時点における計画では、新規整備における宅地が約320戸、1戸当たり3.3人と仮定いたしますと、人口は約1,056人増加するものと見込まれております。市民税、固定資産税、都市計画税による歳入は年間約6,900万円の増加となる試算となっております。

当事業につきましては、今年度の予算がなく、茨城県との協議を休止せざるを得ない状況でしたが、地元からの要望もあり、緊急事態宣言明け後の10月17日曜日に地権者勉強会を実施いたしました。その結果、地権者の皆様方には、おおむね御理解いただいたと考えてございます。

議員から御提案のありました公費負担割合に関わるガイドライン等の設定につきましては、開発ごとに規模や内容、施行地区の状況等が異なりますので、明確に定めることは難しいと考えておりますけれども、事業実施の際は、公費負担や事業リスクの抑制に努めまして、事業効果が早期に発現できるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁によりますと、ガイドライン的なものを考えるんだけれども、制定までは難しいと。しかしながら、何らかの形で考えていきたいということのようでありましてけれども、例えば今後出てくる個別の問題について、どういうふうなどの程度までの公費負担をするのかというようなことは、これは議会に対しては公表できるものなのでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 まず先ほどお話しさせていただいたとおり、公費負担については極力抑制するものであるというふうに考えてございます。

それから、牛久市土地区画整理事業助成規則というものがございまして、それにのっとりま

して公費負担の在り方について計算する、策定するということです。

それと、もちろん議会のほうには相談とか報告とかをしつつ、いかなければならないというふうに考えてございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 いずれにしろ、今後、開発、区画整理、いろいろな問題が出てくると思いますけれども、そのたびごとにきちんと精査を行って、公費負担をきちんと抑制していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと存じます。

続きまして、圏央道の4車線化に伴う工場用地の拡充に向けた取組について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市には桂・奥原の両工業団地が存在いたしますが、いずれも区画が満杯に近いと認識をいたしております。

一方、首都圏中央連絡自動車道の4車線化が数年内には実現するとの新聞報道等がなされたことは記憶に新しいところでありますが、これが実現されれば、人や物の流れが大いに加速化されるだけでなく、その波及効果として圏央道阿見東インターチェンジに近接して立地する桂工業団地や奥原工業団地の周辺地域への工場立地が大いに期待されることから、そのための環境づくりが行政課題の一つであると確信をいたします。

ところで、国道408号線から広域農道カントリーラインに至る市道が奥原工業団地を貫通しておりますが、圏央道の4車線化に伴う工場用地の拡充に向けた取組としては、当該市道の有効利用が極めて肝要であると判断をいたします。具体的には、カントリーラインで終点となっている当該市道を桂工業団地まで延伸整備し、その沿道に工場立地が可能となるような都市計画を検討すべきと考えるのでありますが、圏央道の4車線化に伴う工場用地の拡充に向けた取組をどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 平成29年2月に圏央道の茨城県区間が暫定2車線で開通したことにより、東北道、常磐道、東関東道がつながり、物流等の利便性が向上いたしました。全線4車線での供用開始が令和6年度予定と公表され、さらなる人流や物流の加速が期待されるところでございます。

また、圏央道の4車線化に伴い、アクセス道路として県道竜ヶ崎阿見線バイパスの整備が茨城県の事業として進められており、圏央道の整備との相乗効果により地域の活性化や企業立地の促進等が期待されております。

議員の御意見のとおり、圏央道の4車線化やアクセス道路の整備が進めば、桂・奥原工業団地周辺への企業誘致や工場立地等が期待されます。その環境づくりの一つとして道路整備をと

のことで、現時点で市道整備の予定はございません。

道路整備につきましては、企業誘致等と一体で検討することが基本と考えておりますので、今後も圏央道の4車線化に伴う民間企業の動向等を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の次長の答弁によりますと、工場用地拡充に向けた環境づくりの一環としての道路の新設の予定はないと、考えないということなんです、それは現時点の話というふうに理解をしますが、将来的にはどうなんですか。全く考えないということなんですか。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

先ほど御答弁したとおり、企業誘致と一体というふうに考えておまして、道路整備だけを単体で先に計画ということは考えておりませんが、先ほどお話ししたとおり、圏央道の4車線化に伴う民間企業の動向というものを関係部署と協力しながら注視をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 結論から言うと、鶏が先か卵が先かという議論になってしまうと思いますけれども、やはりある程度、その企業誘致のための環境づくりということは行政として必要なことじゃないかというふうに思いますが、その点から考えてしっかりと対応してもらいたいと思いますが、その点いかがですか。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおり、しっかり対応するためにも、繰り返しになりますが、民間企業の動向を注視していきたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは次に、第4点目といたしまして、建造物文化財の耐震化について質問をいたします。

御承知のように、本市には国指定の重要文化財である牛久シャトーを除いて、建造物文化財として、女化青年研修所と雲魚亭とがありますが、地域住民の交流拠点となっている女化青年研修所は国登録有形文化財である一方、雲魚亭は牛久市指定の文化財であると認識をいたしております。

しかしながら、この2つの建造物文化財は、首都圏を震源とする大地震の発生の確率が極め

て高い地域に存在するにもかかわらず、いずれも耐震化がなされていないことから、文化財保護の観点から考えて早期の耐震化が喫緊の行政課題であると判断をいたします。

ところで、文化庁が所管する要綱や本市の文化財保護条例第16条によれば、文化財の管理の必要上、補助金の拠出が認められていると存じます。

そこで、質問をいたします。建造物文化財である女化青年研修所及び雲魚亭について、補助金を用いた早期の耐震化を検討すべきであると考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 市指定文化財雲魚亭は、昭和12年建造とされる小川芋銭のアトリエ兼居宅です。小川芋銭死去の後に用途によって増改築がなされましたが、昭和63年開催の小川芋銭生誕120年記念事業の際に、御遺族より牛久市に寄贈され、現在は小川芋銭記念館として一般公開を行なっております。

これまでも耐震による復旧工事や害虫駆除処理などを行ってまいりましたが、築80年以上が経過し、老朽化も進んでいることから、近い将来保存修理工事が必要であり、その際に耐震化も併せて実施することが効率的であると考えてございます。

市指定文化財である雲魚亭については、国及び県の財政補助制度がないことから、市の財政状況も勘案しながら、牛久市公共施設等総合管理計画にのっとり、実施を検討してまいりたいと考えております。

女化青年研修所につきましては、昭和14年建造の市内最古かつ唯一の木造校舎建築であり、平成30年に、旧岡田小学校女化分校として、文化庁から国登録有形文化財に登録されました。

これまでは、静態保存を前提に管理してまいりましたが、平成31年の改正文化財保護法により、国が文化財を保存から活用へ大きくかじを切ったことや、地元からの利用したいという強い要望があったことから、今年度より使用方法を限定した上で、活用を開始したところでございます。

女化青年研修所も建造から約80年が経過し、老朽化はしておりますが、地域住民からは、貴重な木造校舎を今後も保存活用していきたいとの強い思いがあり、雲魚亭同様に保存修理工事及び耐震化工事が必要と考えます。国庫補助が採択された際には工事が実施できるよう、引き続き文化庁や県と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 女化青年研修所も雲魚亭と同様、保存修理や耐震化が必要であるという認識をされているとの次長答弁ですけれども、国庫補助に頼るといふ部分が今の答弁では強いと思います。では、その国庫補助をもらうための具体的な取組というのはどのようにされ

ているのか、女化青年研修所について再度お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたとおり、国の登録有形文化財に指定されました平成30年から、毎年国の国庫補助の申請は提出しているところでございます。今年度につきましても、6月に申請をしたところではございますけれども、誠に残念ながら採択はされませんでした。

今後も引き続き、補助が採択されれば2分の1の補助がつきますので、毎年度チャレンジをしまいる所存でございます。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 そうすると、確かに毎年続けていくことはいいことだと思うのですが、これは見通しとしてはどうなんですか。いつ頃までにもらえるとか、そういうのはあるのですか。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

登録有形文化財は全国で945の市町村に1万2,443件あるそうでございます。女化青年研修所が登録有形文化財に登録されましたのは、先ほども申しましたように平成30年でございまして、ほかの市町村の文化財に比べて登録から日が浅いということで、なかなか採択されるのは難しい状況であるというふうに聞いてございます。

採択されやすい条件などの情報を入手できるように、文化庁への働きかけを行ってまいりながら努めてまいりたいと存じます。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 これは補助金を使わないで市独自の財源でやるということは考えられないのですか。全く考えていないのですか。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 お答えいたします。

公共施設の改修に関する事業につきましては、牛久市の公共施設等総合管理計画にのっとり実施されるものと認識しております。女化青年研修所につきましては、令和3年度のこちらの総合管理計画では84事業中48位でございましたので、できましたら国の補助を獲得し、予算計上につなげられるように努めていきたいと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 それでは最後に、第5点目といたしまして、国や県からの職員の派遣要請について質問いたします。

御承知のように、行政では各種事業を進める上で、国や県が基礎的自治体である市町村に対して職員の派遣を要請する場合がありますが、今回は県道竜ヶ崎阿見線バイパスの整備事業に関わる県からの職員の派遣要請を例に取り上げて、この問題を考えてみたいと存じます。

現在、本市の東部地域では、県道竜ヶ崎阿見線バイパスが3年ないし4年後の開通に向けて急ピッチで作業が進められていると認識をいたしております。

しかしながら、茨城県では当該道路の整備に要する十分な職員数を確保することができないなどの事情から、当該事業に従事するための職員を茨城県に派遣してもらいたい旨の申入れが、本市及び龍ヶ崎市になされたと聞き及んでおります。すなわち茨城県では、昨年10月、竜ヶ崎工事事務所長を通じて、本市及び龍ヶ崎市に対して、竜ヶ崎阿見線バイパス事業の用地買収に従事する職員1名と研修目的の職員1名の合計2名の職員の派遣をそれぞれに要請したところ、龍ヶ崎市は2名の職員の派遣に応じたものの、本市は国道6号バイパスの整備事業に関わる職員を既に茨城県土地開発公社に派遣しているなどの事情から、新たな職員の派遣要請には応じられないが、竜ヶ崎阿見線バイパスの用地買収は本市が責任を持つて行くと回答したというものであります。

ところで、国や県が主体となる事業については、市町村に対して職員の派遣等の協力要請がなされた場合、当該市町村が進んでこれに協力をすれば、その後の国や県の当該自治体への対応が極めてスムーズになるのに対して、協力要請を拒否すれば、国や県の当該自治体に対するその後の対応が協力的ではなくなる可能性があるとの指摘があります。

そこで、質問をいたします。今後、国や県から市の職員の派遣要請があった場合、このような指摘を踏まえて、本市としてはどのような対応をお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今後の国や県への派遣については、まず本務遂行を第一に考えた上で、派遣の目的、内容、効果、そして職員のキャリア形成などを多方面から勘案して、派遣の可否について検討いたします。

県の土木のほうからも要請があったのですが、まずあのとき断ったのは、職員がそのような人的なものが、市の職員も少ないということで断りました。

もう一つは、何というのでしょうか、こういう事業をしているのだから牛久市でも出せよという、何というかそういうニュアンス、それはないでしょうが、でも中にはやっぱりそういうあなたたちも共有するんだから少し骨を折れよという、それはちょっと違うんじゃないかといったことを肌で感じてございます。

ただやはり、国も県もいろんな事業に対して、私もまず一つには、職員のキャリアアップ、

そしてこれからの道筋じゃないけれども、いろんなところで世話になることについても、それも私は重要だと思っております。そのようなことを鑑みて、このような職員の派遣というのは、多面にわたっての検討をする必要があると思います。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○8番 石原幸雄 議員 今の市長の答弁で、ケース・バイ・ケースで、派遣要請には応じる可能性もあるというふうに理解をいたしました。いずれにしても、国や県からそういう要請があった場合、市の行政に、当市の行政の運営に支障がないような対応をしていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で8番石原幸雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時17分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 改めまして、皆様こんにちは。公明党の秋山でございます。

今回の一般質問は、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナワクチンの3回目接種、ブースター接種についてお伺いいたします。

武漢市から帰国した日本人男性から初めて感染者が確認されたのが、2020年1月15日です。それから約2年、私たちは見えない敵と闘ってきました。本年11月26日時点で全人口の76.5%の国民が2回目のワクチン接種を終え、世界的にも高い接種率により、1日当たりの新規感染者は激減しました。飲食店の時短営業解除や大規模イベントの人数制限緩和などが各地で実施され、観光地や繁華街の人出も増加しています。こうした中で第6波への備えに万全を期すことは、国民の命と暮らしを守り、社会経済活動への影響を抑えるために重要です。

政府は10月、懸念される新型コロナの感染第6波を見据え、医療体制の強化や経口治療薬の実用化などを柱とする対策の骨格を示しました。具体的には、公立公的病院の専用病床化を国の権限で進め、都道府県には保健・医療提供体制確保計画の策定を要請、感染力が3倍になった場合には、医療機関に一般患者の受入れ制限を求める緊急措置を導入します。第5波では、病床逼迫により、搬送先が見つからず、自宅で亡くなる方が相次ぎました。こうした事態を回

避するには十分な病床を確保できる手だてが欠かせません。

さらに、予約不要の無料検査の拡大や、パルスオキシメーターを全ての自宅療養者に配付し、症状悪化を迅速に把握できる体制を整え、飲み薬の年内実用化も目指していきます。いずれも感染拡大の防止に必要な取組で、医療機関の負担軽減にもつながります。

新型コロナウイルスワクチンのブースター接種と呼ばれる追加接種について、厚生労働省は2回目接種を終えた12歳以上全員を公費接種の対象とする方針を決めました。国内外で広く使われているアメリカのファイザー製ワクチンの感染予防効果が、2回目接種後、時間の経過とともに全ての年代で低下することや、追加接種をすると感染予防効果や重症化予防効果も改善するといった海外の研究報告を確認し、感染予防効果が時間の経過とともに下がるのはどの年代も同じで、年齢で区別する必要はないということで、8か月経過する人から順に接種券を配付し、接種することとなります。

2回目の接種を終えた人にワクチンを追加するブースター接種は、世界の趨勢です。ブースター接種は中東のイスラエルで最も進んでおり、2021年10月1日現在、39.1%のイスラエル国民が3回目接種を済ませました。なぜ追加接種が必要なのでしょう。それは、先ほども述べましたように、ワクチン接種から時間がたつと免疫力が低下するからです。デルタ株に対する感染予防効果について、ファイザー社は、2回接種から4か月目には53%、5か月から6か月後には47%まで低下すると報告しています。実際の感染予防効果についてはいまだ十分な情報はありませんが、世界で真っ先にブースター接種を始めたイスラエルでは、追加接種後10日を経た段階で、60歳以上の感染予防効果は2回接種だけの人と比べて4倍、重症化を防ぐ効果は5倍から6倍に上昇したと報告されています。

では、追加接種の問題点とはというと、まず危惧されるのが副反応です。この点については、アメリカ疾病対策センターの研究成果では、全体として2回目接種時の副反応の頻度、重症化と同じレベルだったということですが、今後の検証が必要と存じます。

本市においては、11月2日に全員協議会が開催され、内藤部長より、新型コロナワクチン追加接種計画について説明をいただきました。重要なのは、3回目接種をめぐる現場で混乱を生じさせないことです。今春、ワクチン接種事業がスタートした当初は、ワクチン供給の遅れやネット申請の分かりにくさなどにより、スムーズな接種体制の構築に手間取りました。3回目の追加接種については、これを教訓に取り組むべきと考えます。執行部の御所見をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

初めに、牛久市における新型コロナワクチン2回目の接種率でありますけれども、11月2

9日現在、12歳以上の対象者7万6,257人中、6万5,002人で85.2%。65歳以上においては2万4,667人中、2万3,727人で96.2%となっております。

3回目の接種計画は、9月22日に国から準備開始の通知がありましたので、医師会等関係機関と打合せを行いながら計画案の作成を進め、11月16日に予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布されましたので、この省令に基づき新型コロナワクチン3回目の接種計画を作成いたしました。

まず、対象者は、2回目接種完了日から原則8か月以上経過した18歳以上の方となります。回数は追加接種1回、使用するワクチンは、現状で薬事承認を取得したファイザー社ワクチンとなります。

牛久市では、今年4月に医療従事者等が2回目接種を完了しておりますので、8か月経過した令和3年12月13日、今月13日から、医療従事者等の3回目接種を開始いたします。接種券付予診票と接種の御案内は、先月11月24日に、医療従事者等約3,500名に発送いたしましたところであります。

一般市民の接種は、令和4年2月21日から開始する予定でありまして、接種する月の前月に、順次、接種券付予診票を発送してまいります。予約方法でありますけれども、1、2回目の65歳以上の方の予約時におきましては、対象者に多大な負担をおかけし、混乱が生じたので、それを改善するために、今回は65歳以上の方については、あらかじめ接種日時、接種会場を指定した接種券をお送りいたしまして、御自身での予約の手間を省くことといたしました。変更やキャンセルの場合に備え、保健センターに新型コロナワクチン予約・変更コーナーを常設いたしまして、対応してまいりたいと考えております。

64歳以下の方においては、1、2回目の予約方法と同様、市の予約システムまたは電話、保健センターの常設コーナーで予約受付を行ってまいります。いずれにおきましても、予約や変更で混み合わないよう、順次段階的に接種券を発送し対応してまいります。接種体制は、市内25か所の協力医療機関における個別接種と市集団接種となります。希望する全ての方が、安心して予約が取れ、安全に接種できるよう実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 現在、新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が世界的に拡大をしています。政府は11月30日午前零時に全世界からの外国人の入国を原則停止しました。危機管理の要諦は最悪のケースを想定することであり、今回の措置は妥当と言えるのではないのでしょうか。

その上で、国内で感染が拡大する事態にも備えねばなりません。昨日の官房長官の記者会見

で、日本においても2例目が確認されました。実際の感染力や重症化の可能性、ワクチンの効果などについては各国で分析が続けられており、確定した情報はありません。私たちはマスコミの情報に一喜一憂することなく、これまで同様、マスクの着用や手指消毒、室内の換気、3密の回避など基本的な感染防止策を徹底して行うことと存じます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

例年、この時期から翌年にかけて流行するのがインフルエンザです。昨年、2020年から2021年では、インフルエンザ感染者数は例年に比べ大幅な減少となりました。その要因は、3つあると言われています。1つには、新型コロナウイルス感染症対策です。具体的には、うがい、手洗い、マスクの着用、消毒作業、適度な距離を保つことにより、感染者数を抑える結果となりました。2つ目は、2020年の冬の時期、コロナウイルス感染症が猛威を振るい、インフルエンザウイルスが干渉を受け、感染が減少したと考えられます。3つ目には、人の移動が制限されることで、インフルエンザウイルスが日本に持ち込まれることを抑え、拡大も抑制されたということです。

それでは、2021年から2022年のインフルエンザの流行はどうなるのでしょうか。新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、感染者が減少傾向になり、少しずつ日常の生活が戻りつつある中で、人と人との交流も増えていき、インフルエンザウイルスも持ち込まれていきます。また、昨年インフルエンザに感染した人が少なく、社会全体の免疫力が低下しているとも言われています。そのため2021年冬のインフルエンザは大流行すると予想がされています。

これらのことから、本市におけるインフルエンザ予防についての対策をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この冬のインフルエンザの流行に備え、国は、令和3年11月5日付厚生労働省健康局長通知で冬のインフルエンザ総合対策の推進についてを発信し、感染予防対策や流行情報、ワクチン・治療薬の確保状況を公表し、適切な対応を呼びかけています。

御承知のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による感染予防対策等により、インフルエンザの罹患者数は少ない状況が継続しています。しかし、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行した場合、発熱等、類似の症状があることから、医療機関受診の際にも一層の注意が必要となるため、昨シーズンに引き続きインフルエンザの予防対策は大変重要であると認識しております。

市の取組につきましても、インフルエンザの流行を抑えるため、日常の感染予防対策として、新型コロナウイルス感染症と同様の、外出後の手洗いやうがい、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスの取れた栄養摂取、また人混みや繁華街への外出を控えること等について、市民

への周知を徹底してまいります。これらの情報発信につきましては、流行前の予防接種勧奨も含め、広報うしく9月1日、10月1日号に掲載したほか、今後も市ホームページへの掲載やFMうしくうれしく放送等により周知してまいります。

また、インフルエンザワクチンの接種勧奨に当たっては、市は予防接種法に基づく定期接種として、65歳以上等の対象者に2,600円の一部助成を実施しております。

これに加えて、今年度から任意接種として、1歳以上の就学前のお子さんに全額助成、中学3年生、高校3年生のお子さんには1,000円の一部助成を開始いたしました。対象者には9月下旬に案内通知を発送しております。

インフルエンザに感染した場合でも、早期に診断を受け、服薬することで、重症化を予防し感染拡大を防止することができます。発症時の速やかな受診につきましても併せて周知し、今年度においても、新型コロナウイルス感染症とともに流行を予防できるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま市長より御答弁がありましたように、今年度から任意接種として1歳以上から就学前のお子さんに全額助成、そして中学3年生と高校3年生のお子さんには一部助成を開始いたしました。この事業については、保護者の皆様からは喜びの声が届いております。

昨年、私もインフルエンザの通知が来て早々に打ってしまって、はやる時期になったらちょっと切れてしまった経緯もあったので、今年はまだやっておりません。この12月に一日も早く接種していかなくてはいけないと思っています。

それでは最後に、マイナンバーカードについてお伺いをいたします。

マイナンバーカードとは、12桁の個人番号が記載され、様々な行政サービスが受けられるカードです。国内においては11月16日時点での交付枚数は5,000枚を超え、全人口の39.5%に達しました。

マイナンバーカードの6つのメリットとは、1、マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用ができること。2つ目は、マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用ができること。3つ目には、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードということ。4番目には、オンラインバンキングをはじめ各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる今後の見込みということ。5番目には、市区町村や国等が提供する様々なサービスごとに必要だった複数のカードが、マイナンバーカードと一体化になるということ。最後の6番目は、コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書が取得できるということです。

10月20日からは、健康保険証代わりの利用が本格的にスタートしました。9月26日時

点で専用読み取り機の導入を申し込んだ施設は全国12万8,893施設、これは全体の56.2%に当たります。そのうち1万5,356施設、全体の6.7%が実施準備を終えました。政府は、2022年度末までに全ての施設での実施を目指しています。健康保険証として利用する患者側のメリットと病院側のメリットをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 マイナンバーカードを健康保険証として利用する患者側のメリットといたしましては、保険者への加入手続はこれまでどおり必要ですが、就職・転職・住所変更をしても健康保険証として継続して使うことができること、また、患者側が同意すれば初めての医療機関でも健診情報や薬剤情報が医師等と共有でき、健診結果表やお薬手帳の持参の必要がなくなること、さらに、マイナポータルで自分の健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が確認できること等が挙げられます。

また、病院側のメリットといたしまして、予約患者さんを対象に、来院に先立ちまして保険資格をチェックできるため、医療保険の資格確認の事務処理の効率化が図れること、患者さんの健診情報や薬剤情報を確認できるので、よりの確な診断・医療行為・薬の処方を行うことができることが挙げられます。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、マイナンバーカードを健康保険証として利用する手順の手順について、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 健康保険証として利用する手順についてですが、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンなどを利用して、マイナポータルで申込みすることができます。初めに、マイナポータルを起動して、次に画面の健康保険証利用申込みを押し、次に利用規約等を確認して同意するを選択し、最後にマイナンバーカードを読み取り4桁の暗証番号を入れるという4段階の操作で完了いたします。しかし、スマホでの操作が苦手という方には、医療年金課の窓口脇に申込みができるパソコン端末がございますので、マイナンバーカードとカード作成時に設定した4桁の暗証番号をお持ちいただければ、職員が随時申込み手続のお手伝いをさせていただきます。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、本市における健康保険証利用に対応した医療機関、薬局の数、または準備を実施している医療機関、薬局をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 11月21日現在、マイナンバーカードの保険証利用が可能な市

内の医療機関等につきましては、医科診療所・クリニックが2件、歯科診療所・クリニック等が7件、薬局が5件の合計14件となっています。

また、利用準備中の医療機関等につきましては、11月14日現在、県内の病院174件中118件、医科診療所が1,441件中606件、歯科診療所1,477件中745件、薬局は1,313件中1,086件が、社会保険診療報酬支払基金に対し、顔認証付カードリーダーの申込みを行っている公表されておりますが、市町村別の状況につきましては公表されておりません。

医療機関が利用を開始するためには、医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録とマイナンバーカードを読み取るカードリーダーが必要となります。現状ではカードリーダーが不足しているため、利用の開始ができない状況もあると医療事務関係者から伺っております。カードリーダーが設置された後、順次、利用開始となりますが、時期は未定となっております。

厚生労働省のホームページに利用対応の医療機関や薬局のリストが掲載されており、医療機関受付窓口にはマイナ受付のポスター等が掲示されておりますので、保険証利用対応かどうか御確認いただき、医療機関で御利用いただければと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今後、利用分野がどう広がっていくのか。例えば、災害時などに政府が支援の必要な人へ現金給付を迅速に行うため、希望者の預貯金口座とマイナンバーを連携させる仕組みが来年度中には創設されます。

2024年度末には、カードと自動車の運転免許証との一体化が始まり、住所変更などの手続も警察署に行かなくてもワンストップ、1か所で済むようになります。

コロナ禍で日本のデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。特に行政のデジタル化を進めるには、マイナンバー制度の定着が重要な鍵を握っています。先ほども述べましたように、2022年度末までにはほぼ全ての医療施設で健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できることとなります。

また、政府が取りまとめる新たな経済対策として、マイナンバーカード保有者に対する新たなマイナポイント制度では、マイナンバーカードを新たに取得した人に5,000円相当、またカードを健康保険証として利用登録を行った人に、利用開始に7,500円相当、公的給付金を受け取る預貯金などの口座とひもづけした場合に7,500円相当のポイント付与をするということです。このことから、マイナンバーカードの普及が重要となります。

11月21日時点、本市の申請受付件数は4万251件、人口に占める割合は47.4%、交付件数は3万5,147件、人口に占める割合が41.4%となっています。今後の推進目標や申請の啓発などをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

議員御案内のとおり、国は令和5年3月末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを普及させることを目標に、マイナポイントの付与など様々な取組を行っているところです。

市におきましても国と同様の目標を掲げ、マイナンバーカード交付円滑化計画により事業を進めております。

市の現状としては、11月21日現在で41.4%の交付率で県内6位、全国平均の39.6%を上回っておりますが、今後、交付率をさらに向上させるため、12月からは行政区の区民会館等に出向いて申請を受け付ける新たな取組も始めるほか、牛久市商工会にも協力をいただきまして、出張申請を行う予定でございます。

マイナンバーカードの申請のための啓発活動につきましては、ホームページや広報うしくへの掲載をはじめ、本年7月からは毎月FMうしくうれしく放送に出演して、申請サポートサービスについても詳しく紹介しております。

この申請サポートサービスは、職員が写真撮影と申請を代行する大変便利なサービスで、現在は平日のみの実施でございますが、11月30日現在で4,983人の利用がございます。

今後は土曜日と日曜日に開設しているマイナンバーカード交付窓口におきましても、この申請サポートを実施し、マイナンバーカードのさらなる普及に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 3番秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま部長のほうから御答弁いただきましたように、交付割合については県内6番目に進んでいるということです。様々な角度からさらなる普及に努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で3番秋山 泉議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

午前11時49分休憩

午後 1時12分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番山本伸子議員。

[6番山本伸子議員登壇]

○6番 山本伸子 議員 改めまして、皆さんこんにちは。無党派の山本伸子でございます。
今回は大きく3つ質問してまいります。

まず、本題に入るに当たりまして、第4次総合計画の中で、市民共創という言葉が初めて登場しました。今までよく使われてきた市民参画や市民協働と、この市民共創とは、どのような違いがあるのでしょうか。総合計画を策定するに当たり、市民共創という言葉が選ばれた経緯について伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 答えいたします。

当市の総合計画につきましては、令和元年度から昨年度までの2か年で改定作業を進め、本年度から第4次の総合計画により政策を進めております。

総合計画には7つの政策分野で構成されており、そのうちのひとつとして市民共創という分野を掲げました。これは、第3次総合計画において、市民交流という分野を継承する形で改定に当たっております。

ただいまの御質問の市民参画、市民協働、市民共創の違いにつきましては、市民参画は計画段階から市民が意見を出して計画を策定していく段階であり、市民協働につきましては、同じ目標に向かって一緒に働きましょうという段階、さらに市民共創は、新しいものを一緒に創り上げていくという段階と捉えております。第3次で市民交流としてまとめていた市民参加の部分をステップアップさせる形とし、さらに市民共創は、この分野に限らず市の政策全てに共通する部分であることから、7つの分野の中心に位置づける構成として総合計画基本構想の改定案として提示させていただき、選定に至ったものでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 新しいものを一緒に創り上げていく、そういう段階ということで、それを念頭に置きまして引き続き質問してまいります。

まず1問目は、パブリックコメントによる意思決定への市民参画です。

パブリックコメント、いわゆるパブコメです。これは市の重要な政策の意思決定の過程において、市民の意見を広く求め市政に反映させるとともに、市民に対する説明責任を果たすことによって、公平公正で開かれた市政の実現を目指すこと、多くの自治体ではおおよそそのような目的として要綱や指針を定めております。

それでは、翻って牛久市においては、市民へのパブコメの認知度はどれくらいあるのでしょうか。今まで意見を提出された市民の平均人数はどれくらいなのかを伺います。

また、市としてパブコメの指針は策定していないと認識しておりますが、パブコメの目的をどのように定義しているのか。その公表方法、市民の意見の提出方法、提出期間、意見の取扱

いと公表までの期間など、具体的な方法についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 パブリックコメントの実施結果について、平成30年度以降のものを調べましたところ、意見聴取した計画の数が現在実施中のものを含め13件、提出された意見は平均で15件でございました。

次に、パブリックコメントの目的についてですが、市の政策を進めていく中で、市民の意見を聴取することは大変重要なものと認識しており、市の政策の方向性を示す基本的な計画を策定するに当たっては、その策定過程を示すことで、公正の確保、透明性の向上を図りながら、市民の意見を反映していくことを目的と考えております。

次に、パブリックコメントの公表方法、市民の意見の提出方法等につきましては、現段階で手続に関する要綱等が定められていないため、ばらつきはございますが、共通した内容につきましては、公表方法は市のホームページのほか、市役所、生涯学習センター、図書館、運動公園等の公共施設の窓口での閲覧により実施しており、意見の提出方法は、窓口への提出のほか、郵送、ファクス、eメールにより受付を行っております。

次に、意見の募集期間は2週間から1か月となっており、平均して3週間程度でございます。結果の公表につきましては、募集期間終了後1週間から1か月以上と、個々の計画策定上のスケジュールにより定めている状況でございます。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 平成30年度からの計画が13件、そして提出者が15件ということだったのですが、これは提出の件数は15件ですが、多分お一人が何件も出しているケースがあるかと思えます。人数にすれば何人になるのか、平均、おおむねのところをお知らせいただきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 先ほど調べました平成30年度以降のパブリックコメントですけれども、パブリックコメント1案件に対しまして平均で3.6人から御提出をいただいております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 15件でも、人数にすると3.6人ということで、パブコメに関心がある少数の市民がいる一方で、多数の市民にはその意義は行き渡っていない現状があるのかと認識いたしました。

パブコメの対象となるものは、基本的な計画や指針、条例などで、内容も決して簡易なものではなく、またその分量も多く、全体を把握し理解するには時間と労力がかかるものです。

ですので、関心のある市民の方はパブコメの内容について読み込み、意見を提出するのですが、多くの市民にとっては内容が分かりにくいのではないのでしょうか。

そこで、自治体によっては、市民がパブコメの内容の全体像を把握しやすいように概要版を作成しているところもあります。広く市民から意見を出してもらうための工夫、認知度を上げるための工夫など、改善すべき点についてお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 パブリックコメントの実施目的からすれば、対象となる資料がより分かりやすく確認できることが必要であると認識しております。

当市における昨今のパブリックコメントの実施状況から見ますと、各公共施設の窓口のほか、ホームページでの公表を行い、意見を募集している旨のお知らせを広報紙やかっぱメールなど、各課においても、現時点で活用できる様々な媒体を利用することで周知しているところでございます。

しかしながら、市全体で統一したパブリックコメントの実施方法がない状況もあり、募集期間や公表時期などにばらつきがあることも事実でございます。意見を出される方々が十分に資料を確認できる期間の確保、資料の調製、意見募集の周知方法など、手続の方針を定めた要綱について、本年度の取りまとめに向けて進めております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 今年度の取りまとめに向けて、要綱を準備しているという御答弁でした。その中で今後様々な取決めが定義されていくことと思います。

今までは国の制度に準じて行われていたと認識しておりますが、例えば国ではパブコメの公表期間はおおよそ30日としています。しかし、先ほどの御答弁では、短いものでは公表期間が2週間というものもありました。とても2週間ではパブコメの内容を読み込むのには短いとも思いますので、この期間はしっかり取っていただきたいと思います。

また、個人だけでなく、その内容によっては関連する団体などにも個別に案内をして、パブコメの周知を図る取組をしている自治体もあるようです。

さらに、閲覧場所ですが、地域に偏りなく意見を求めるためにも、閲覧場所の検討をする必要があると考えます。今、ひたち野地区では運動公園のみになっているようですが、人口が多くなっている地区で1か所というのはバランスとしてどうなのでしょう。若い人はホームページなどで情報にアクセスすることが多いのかもしれませんが、目につきやすい場所に配布して、より多くの市民に認識してもらうことも大切です。また、例えば教育に関連するものならば、各学校にも配布をし、保護者や先生方に周知することもあると思います。

いずれにしてもパブコメを計画などを通すための通過儀礼としないこと、制度として形骸化

しないことが何より重要です。策定に向けての課題を踏まえて、今後の考え方について伺います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 パブリックコメントの手続に関する要綱につきましては、一定の指針を定めることにより、意見募集手続に係る事項を定め、全庁的に統一した考えの下に取り組むことができるものと捉えております。

要綱の策定に当たっては、十分に意見をいただくことのできる募集期間や、最適な周知方法の検討など、意見を募集する側、意見を提出する側がともに実施しやすく、かつ的確に意見の募集ができるものとなるよう努めてまいります。

要綱制定後においても、計画策定に携わる各職員が意見聴取の重要性を理解した上で意見募集手続に当たることにより、市民等の意見を広く的確に聴取することにつながり、その結果、市民参画の機会を広げ、市民協働、市民共創のまちづくりの実現に向かうものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 今、十分な募集期間とか多くの周知方法、そういうものを考えていくというお話でしたが、先ほど私が申しあげました個人のみではなく関連する団体、そういったところへのいわゆるプッシュ型の周知についてはどうでしょうか。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

全てのパブリックコメントにおいて意見募集の周知は広く行う必要があると考えております。昨年、私どもの課でパブリックコメントを行った際、市内の企業からの御意見をいただいた経緯などもございます。特に、個別の計画に当たっては専門的な部分も含まれると思いますので、それぞれの計画の性質に沿った募集の周知方法について、公平で適正な対応ができるよう検討を進めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 それでは、大きな2番目です。審議会や委員会などによる政策形成過程への市民参画について伺ってまいります。

市政運営に関わる審議会や委員会など附属機関では、委員会審議が活発に行われていると認識いたしますが、一方その審議の状況を明らかにし、市民に開かれたものとするのが会議の公開であり、会議の傍聴を希望する市民に参加を認めることです。これら附属機関における傍聴人の平均の人数はどのようか、伺います。

また、傍聴に当たっては、開催日の前に会議の周知を図り、また傍聴人に守るべき事項など

も規定し、市民にあらかじめ周知することが必要であると考えますが、市ではその規定のようなものがあるのかどうかも含め対応をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 令和2年度は26の審議会等について40回の会議を開催し、傍聴者は全体で7名、平均しますと1名に満たないような人数でありました。

次に、審議会等の周知に関する規定につきましては、平成16年度に牛久市審議会等の公開に関する指針を定めています。指針では、会議開催日の7日前までに会議開催の公表をすることや、傍聴人の遵守すべき事項、会議の結果報告の公表を規定しております。また、毎年、開催した審議会等の一覧と会議公開の運用などを取りまとめ、市広報紙及びホームページに掲載しております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 今の御答弁では、審議会が開かれる7日前には公表しているということですが、これは的確に守られているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 全て守られていると認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 牛久市の場合、審議会の会議開催のお知らせと傍聴の方法については、3階にある情報公開総合窓口と市のホームページで周知しているとなっておりますが、ホームページでは直近に開催する審議会が一目で分かるようにはなっておりません。パブリックコメントはホームページ上でもトップページにあるのですぐにアクセスできますが、審議会等の傍聴も同じく市民参画であれば同等の扱いが求められると考えます。

また、委員会開催後の議事内容です。これは会議録として公開しておりますが、その内容にはばらつきがあり、会議での主な委員の発言や決定事項を掲載しているものもあれば、議題のみで、内容に関しては分からないものも多くあります。審議過程の透明性としてはいささか不十分と言わざるを得ません。

第4次総合計画でも、審議会や委員会等の傍聴や議事内容の公表により、政策形成過程の市民との共有を図りますとしています。これらの点についてはどのような対応をしていくのか、伺います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 会議開催についてのホームページ掲載、また議事内容・結果の公表につきましても、検証した結果、議員御指摘のとおりでした。ですので、今後、公表内容の見直しを検討しまして、分かりやすい情報の公表に努めてまいりたいと思っております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 次に、公募制の導入について伺ってまいります。

牛久市男女共同参画推進基本計画の中でも、審議会等への女性委員の積極的登用と公募制の導入が事業として上がっております。そのうち女性委員に関しては、令和2年度実績で、行政委員会及び附属機関の女性の委員の割合は27.4%となっており、目標の3割に近づいています。

しかしながら、公募制の導入に関しては、ここ数年未実施となっており、今後の課題として業務の内容や目的に照らし、随時協議しながら進めるとしてはいますが、この間どのような協議が行われ、導入がまだ未実施となっているのでしょうか。以前は公募制も実施されていたと記憶しておりますが、未実施となった経緯も併せてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 審議会等の委員の選任につきましては、審議会等を所管する担当課がそれぞれ行っているところでありまして、公募を実施するかは、各担当課が判断を行っております。令和2年度につきましては公募の実施がございませんが、令和元年度は男女共同参画審議会委員を公募しております。過去には公募を実施していた審議会等もありましたが、応募がなかったり、より地域に密着した審議を行うため地域から推薦をいただいたり、業務の専門性が求められる審議会も多く、公募が実施されなくなったと理解しております。以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 審議会などの会議のメンバーが、学識経験者や団体の代表者、また市長が任命する者によって構成されてきた中では、公募制の意義は市民が主体的に参加することで審議会などの活性化が図れること、市政に興味、関心を持てる市民が増えること、それがひいては市政に対する理解と信頼を深めることにつながることにあると考えます。

市民の声が行政に生かされていることを市民が実感できていることが大切であると総合計画の課題にも上げられており、その点については市も市民参加をしやすい環境の整備に努めるとともに、市民参加を進める責務を持つものであります。

先ほど、担当課の御判断でやっているというお話でしたけれども、一律のそういうお考え、公募制に対して、積極的な候補者がいなかったからそういうふうに至っていないというようなことではなく、もう少し今後の公募制の導入に向けて積極的なお考えを伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 お答えします。

市民に公平な市政参画の機会を保障し、市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による開かれた市政を推進するために、また、男女共同参画を促進する観点からも、審議会等の委員の

公募を行うことは大変意義があることであり、今後、公募制導入についても、また検討をしてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 それは、では総務部としてお願いするわけではなく、担当課にお任せするという判断でよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 今、私がお答えしたことは、市で実施するというような考え方です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 それでは、自治基本条例について伺ってまいります。

公募制を積極的に行っている自治体では、いわゆる自治基本条例、市民参加条例、まちづくり基本条例などを策定して、審議会等への市民参加をうたっています。たしか市長の公約にも、この自治基本条例の制定が公約の一つとしてあったと記憶しておりますが、いまだ制定には至っておりません。

市民参加の方法は、パブリックコメント、市民アンケート、意見交換会、審議会、また市長への手紙等、様々取組としてはありますが、管轄をする部署も多岐にわたる上に、市全体の施策の中での市民参加の位置づけとなる条例がありません。総合計画で、先ほど市民参加を市民共創として、より市民の声が市政に生きるまちづくりとしているのならば、条例化でその姿勢を市民に知らせることが最も効果的な方法ではないでしょうか。

市長の自治基本条例制定への公約への思いについてお聞かせいただければと思います。

○杉森弘之 議長 柳田敏昭経営企画部次長。

○柳田敏昭 経営企画部次長兼政策企画課長 先ほどの私の答弁で、第4次総合計画において市民共創として、市民参加などに係る事項を掲げております。市民意見の反映など具体的な取組方針をここで定めております。

市民意見を聴取、反映する機会は、各事務事業で進めていることから、それぞれの部署が執り行っております。総合計画に位置づける市民共創の下、市民と行政の相互理解に基づき、まちづくりが進められるよう努めているところであります。

御質問の自治基本条例につきましては、本年度当初の時点で、全国で397の自治体、全体の22%で策定されております。茨城県内の状況といたしましては、県内の6つの自治体で策定がされているという状況でございます。

当市におきましては、条例の具体的な検討までまだ及んでいないのが現状ではございますが、市民参画などの住民自治に関する部分も含め、他自治体の事例なども参考としながら、引き続き調査研究をしてまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も、市長になるときのそういう私の公約でございます。私もそのときに言いましたが、ただ市長になってからは、そればかりじゃなくて違う方法もあるのではないかと、私を私は思います。例えば、区長会、学校ごとのいろんな話合い、それから代表者、スポーツ団体の方との話合い、それから空き家対策委員会もそうなのですが、山本議員も出席されています。あれは私が一応一委員として出席したり、そのような場所でのいろんな細かいところにおいて私も出席して、いろんな話を聞いて、その中で、皆さんで市の政策、皆さんの話を聞くと。エスカードにしたって、年間8回ということで、いろんな代表の人から話を聞きました。また、市民の方の代表からも、そういう会を開きまして、選抜でございますけれども、そういう話をしました。

ですから、私はそういう一つのものというのじゃなくて、いろいろ出向いて、いろいろなところで意見をいただく、そしてどのように感じるかと。これはまさに為政者としての一番大切なことだと私は思っております。ですから、これからもそういうことをしながら、行政につながることをどのように市民の方が思っているか、また団体、仕事をする上で、どんなふうにかこれから運営していったらいいのかということで、私としての情報の大変重要なベースとなっております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 市長が積極的にいろんな団体に出向いてお話を聞いているということでした。

今の自治基本条例、県内では6つのみということでした。少ないから引き続き調査検討していくという消極的な検討なのか、少なくとも市にとっては必要だからという積極的な検討なのか。今、市長の御答弁を伺うと、より積極的な後者であると私は期待しておりますので、そういった実態では今も市民の意見を聞く場がある、それを今度条例化してやっていくところをぜひ期待したいと思います。

今、パブリックコメントと審議会についての傍聴が7名というお話でした。まだまだ市民には情報が行き渡っていないという感じがいたしました。市では今、どのようなことが行われているのか、何が問題になっているのか、その情報を共有することがあって初めて市民共創ということになるかと思えます。言葉だけではなく、中身のある市民共創になりますようお願いしたいと思います。

それでは最後、3番目です。文化財の保存と活用における市民との連携について伺ってまいります。

2019年に策定された牛久市文化財保存活用地域計画では、市の指定文化財の保存について

での現状として、金銭的な理由や後継者不足により保護、保存の体制を講ずることが困難である傾向があるとされています。しかし、そんな中でも、市指定史跡の小坂城跡では万全の保存管理と十分な公開活用が図られるよう、行政の手による史跡整備が行われた後、維持管理を地元保存団体との官民協働で行われており、行政と市民が共にその文化財の本質的価値を理解し、誇りと愛着を持って文化財の保護保存に努めており、官民協働による文化財の保存管理の実践例として注目されるところです。

そこで、今現在、官民協働で行われている小坂城跡と城中の雲魚亭の公開と管理の現状について伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 市史跡である小坂城跡については、供用開始した平成24年度当初から地元である小坂・小坂団地・向原の3行政区の有志で構成されている小坂城跡管理組合に、維持管理を委託しています。年間を通じて、下草刈りや低木等の伐採、看板や階段の清掃などを実施していただいております。

市指定文化財雲魚亭の管理についても、小坂城跡同様に、雲魚亭がある城中町、特に小川芋銭と関係や面識のある方を中心に構成された小川芋銭記念館雲魚亭保存会に、室内清掃などの日常的な維持管理業務を行っていただいております。土日祝日の一般公開対応についても委託をしております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 分かりました。

それでは、市の指定文化財以外の文化財の保存と活用について伺ってまいります。

特に、住井すゑ文学館が今回開館となり、牛久沼周辺の歴史的、文化的価値が一層注目されることとなりましたので、今回は中世城館遺跡群保存活用区域として位置づけてある牛久城跡及び周辺エリアについて伺います。

牛久沼を囲むこの地域は景観重点地区にもなっており、ヘルスロードにも指定され、徒歩で沼周辺の史跡を巡る人も見かけます。ところで、牛久城跡においては、市の指定文化財にはなっておりませんが、農業政策課所管で、県からの身近なみどり整備推進事業、この交付金を使い城中地区の協議会の方たちによる環境整備が行われていたと伺っています。地権者の方から借地をし、整備をしてきた事業期間である10年が終了し、今も引き続き農業政策課の所管で協議会が管理を行っているかと認識していますが、今後もこのままこの官民協働の環境整備を行っていくのでしょうか。といいますのも、牛久城跡を文化財と位置づけているのであれば、本来、教育委員会所管で小坂城跡と同じように維持管理を行っていくのが適しているのではないかと考えます。

また、東林寺城跡でも有志の市民団体の方が自主的に空堀の整備を行い、多くの不法投棄されたごみの回収や樹木の伐採などを手弁当で行っている現状です。

どちらも文化財を取り巻く自然環境を大切にしていきたいとした思いから活動が行われています。

牛久城跡も、東林寺城跡も、市の指定文化財ではないものの、どちらも文化財の価値としては重要なものであり、官民協働の環境整備は同じように取り組んでいくべきと考えるところです。文化財保存活用計画でも、くるわや土塁、堀などが良好に残る牛久城跡、東林寺城跡について、文化財としての価値を高め顕在化させるために必要な調査手法を検討するとあります。この地域の自然豊かな文化や歴史を守り伝えていくための官民協働による環境整備のお考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 議員御指摘のとおり、地域の自然豊かな文化歴史を後世に守り伝えていくため、官民連携による環境整備の必要性については認識しております。

しかしながら、牛久城跡や東林寺城跡など、市の指定を受けていない文化財を含め、市内194か所全てのそのような埋蔵文化財に対して、公有化されている市史跡の小坂城跡や市指定文化財の雲魚亭と同様の環境整備を行っていくことは不可能と考えています。

しかしながら、文化財保護法第4条第2項には、国民及び文化財所有者の心構えとして、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用に努めなければならないとうたわれております。

そのため、市としては文化財の所有者に対し、保存・公開へ向けての努力義務について、御理解いただけるよう働きかけていかなければならないと考えております。

まずは文化財所有者に、地域の文化財を後世に伝えていく重要性について共通理解をしていただき、その保存活用に対する合意形成がなされること、さらには地域の方が主体となり継続的に管理運営していける仕組みを構築することが、官民連携による環境整備へ向けた第一歩と考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 今の御答弁では、市の指定していない文化財が194件あって、それは同様の環境整備は不可能という御答弁でした。しかしながら、牛久城跡に関しては、今まで市が借地をして森林整備を行った経緯から鑑みれば、市の指定文化財ではなくとも、それに並ぶ文化財としての価値を持つという認識であると私なりには考えておりました。もし今おっしゃったように所有者、そういう個人の下で管理となれば、今までのような整備ができるのか

と懸念するところです。

今まで10年間、この牛久城跡を整備してきた城中地区の協議会は、地域のコミュニティーの場ともなっており、子供や孫も参加して次の世代に活動をつなげているということも伺いました。今後も官民協働の体制が取れるよう検討いただきたいと思います。

一方で、東林寺城跡のある新地地区で、筑波大学の学生が地域調査を行った報告会が先日行われました。農村地理学を研究しているグループが、今回、牛久市の新地地区を選び、住民にアンケート調査や聞き取りを行い、この70年の地域の変遷を調べたものでした。

新地の舌状台地という特殊性、浮田という特殊な農法、稲荷川改修による人々の暮らしの変化、また比較的都市にも近いという立地などの要因による耕作放棄の進行、住民のなりわいは農漁業から農業と勤めの兼業、そして今は勤めのみで世帯が急激に増えているということも分かりました。そして、あの農村景観を持続していくためには、新地の台地上の農地利用や資源管理を考えていくことが重要であり、課題でもあると話していました。自然が社会や文化をつくるのではなく、人々の暮らしや文化が自然環境に働きかけて景観をつくり出していることを大学生の発表から学びました。

このように牛久沼周辺に位置する歴史や文化、自然、そして景観は、私たち市民にとって貴重な資産であり、資源であり、そこを市民と行政が連携して管理整備していくことについて、いま一度市としてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久沼周辺に位置する歴史、文化、自然につきましては、市の最上位計画であります第4次総合計画第3章第5節に、市民も市外の人も楽しめるにぎわいのあるまちづくりの施策の展開方向である、地域の観光資源を磨き上げ活用するや、観光客に訪れてもらう仕組みをつくるという中で取り上げられており、まさに貴重な観光資源であると認識しております。

教育委員会では、それゆえ牛久沼周辺の観光文化の拠点として、市に寄贈されました住井すゑの居宅等を牛久市住井すゑ文学館として整備し、11月3日より一般公開を開始いたしました。

今後は、河童の碑や牛久城跡など、周辺の文化遺産と連携し、文化財を活用した新たな観光拠点とすることを目指しております。

先般行われました行政区役員会と市執行部との意見交換会におきましても、住井すゑ文学館と地元との協働、文化遺産を活用した観光についてをテーマに、地元との協働の重要性についてお話をさせていただきました。その中で、行政だけでなく、地域全体でのおもてなしの意識づくりを醸成するためには、文化財の所有者と共に文化財を取り巻く近隣の皆様の文化財が地

域の貴重な財産であり、地元で守り伝えていこうとする強い思いが必要であることをお伝えしたところでございます。

引き続き、市指定文化財である小川芋銭記念館雲魚亭や牛久市住井すゑ文学館がさらに地域に根つき、牛久沼周辺の文化観光資源の活用の拠点となれるように、地域の皆様との対話と連携に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○6番 山本伸子 議員 牛久沼周辺は、先ほど御答弁にもありました住井すゑ文学館、そして雲魚亭が文化芸術課の所管、そしてかっぱの小径と観光アヤマ園、また河童の碑の駐車場のトイレとか得月院トイレ、これが商工観光課、そして牛久城跡が農業政策課、また景観条例に基づく景観重点地区としての整備は都市計画課と、多くの部署がそこに関わっています。それだけ牛久沼周辺地区の価値が多種多様にあるということにもなるのでしょうかけれども、あの地域の将来像をどう描き、守るものは守り、整備するものは整備していくかというビジョンの共通認識が必要ではないでしょうか。

午前中の同僚議員の質問にも、築80年となる雲魚亭の耐震化、こちらに対する保全修理の課題も取り上げられておりました。そういった様々な課題についてのビジョンに基づき、中心となって関わる組織がどこになるのか。私は、個人的には、先ほど観光資源という言葉もありましたので、それは商工観光課になると思いますが、そこが中心となって、いわゆる牛久沼プロジェクトのような体制は、縦割り行政の弊害を避けて中長期的な視点に立った施策を進める上でも大切なことではないでしょうか。そのような横断的な体制整備の検討を希望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、6番山本伸子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時5分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時08分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番守屋常雄議員。

〔11番守屋常雄議員登壇〕

○11番 守屋常雄 議員 皆様、改めましてこんにちは。新政会の守屋常雄でございます。

今回は2つの質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、仮定の話を語るのには誠にはばかられますが、本市と隣接する阿見町

は多くの有望企業の大規模倉庫や工場の誘致をはじめ、ライトウインズ阿見、また自衛隊基地、あみアウトレットなどを有する非常に個性的で魅力ある町であります。そして、本市との将来的な合併相手として考えられると思います。

しかし、それをかなえるためには、十分な時間をかけてお互いの信頼関係をつくり上げることが肝要と考えられます。それをベースにして、まずいろいろな手順はあると思うのですが、双方の定住人口と人流の大幅な増加策を図ることが大事であると思います。それには双方の観光資源と強みを十分に調査研究して最大限に生かし、域内の交流をまず安定的に増やすことだと思います。両市の強みや魅力を冷静に調べると、今現在でもいろいろな分野に及んでいると思いますが、将来どうなるか考えると、大きく考えられるのが日本の国技である相撲の代表的な部屋に間違いなくなる荒磯部屋が間もなく誕生することだと思います。恐らく日本一の迫力ある大規模な相撲部屋になり、今後長く栄えることになると思います。こんなチャンスを隣の市としてほっておくことはできないと思います。

ぜひこのチャンスに、住みやすさ日本一を目指し、教育施設及び学びの都市日本一を標榜して、両市でがっちり協力体制を整えれば、投資は容易になり、例えば牛久駅からひたち野うしく駅及び荒川沖駅、そして将来的にはつくば駅の間などを結ぶ新交通システム構築などが考えられると思います。

このような変化がさらなる投資を促し、旧阿見町の上下水道のインフラ投資などに速やかにつながり、また旧牛久市の教育施設を利用することもでき、このようなことで地元経済の底力がつき、交通網が進み、住みやすいまち日本一が必ず誕生すると思います。

最後に、口で言うのは簡単と言いますが、牛久市と阿見町は大きなポテンシャルと可能性を持っていると思います。

そこで、お伺いいたします。執行部は、今後将来的な阿見町との合併を目的にした話合いを進めていくか、お聞きしたいと思います。また、合併まで至らなくても、いろいろお互いにメリットを共有できるすばらしい仲間としても活動できると思います。ぜひこの際に阿見町との深い絆を結んでいただきたいと思います。併せてお聞かせください。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 阿見町との合併につきましては、平成の大合併と言われた時期であります平成14年12月に市議会において牛久市合併検討特別委員会より、「阿見町との合併は推進すべき」との結論が、そして平成15年3月には市内各界の有識者及び市職員の総勢60人をメンバーとした牛久市合併懇話会より、「合併は進めるべき、相手先は阿見町」との報告がなされております。

その後、市議会議員選挙、市長選挙が行われ、徹底した行財政改革に取り組み、自立したま

ちを目指すべく、当時の状況としては、まだ合併する段階には至っていないとの判断をした経緯がございます。

当時から20年近くが経過し、社会情勢も変化し、人口減少社会の中で地域を活性化していく方策としては、広域連携といった大きな流れがございます。実際に現在、龍ヶ崎地方衛生組合や稲敷地方広域市町村圏事務組合といった牛久市が構成市町村となっている2つの一部事務組合と、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の事務の統合に向けた計画を策定している状況でもございます。

守屋議員の御提案のとおり、お互いの強み・メリット・デメリットを補い合い、住みやすいまちにしていくことは、大変重要なことではありますが、現在、阿見町からの合併の申入れはなく、牛久市としても阿見町との合併を具体的に協議する段階にはございません。

茨城県が事務局となり県南地域の14市町村長を会員とした県南地方総合振興協議会が平成18年から組織されてございます。県南地域共通の課題に取り組むための意見交換の場としており、このような場を活用して様々な視点から将来のまちづくりを展望してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 ありがとうございます。私は、合併の話を持ち出したのは今回で2回目なのでございますけれども、大体、そのようなお答えが来るだろうなということは予想していたのですけれども、牛久市だけのボリュームでは、これ以上牛久市が発展するというのはなかなか難しいかなと。そのために県南地方でまとめてやるという方法も分かるのですけれども、かなり難しいと思います。

それで今、私が感じているのは、牛久市が非常にいろいろな意味で閉塞感が漂い始めた状況にあるかと思えます。やはり人口の増加を図らないと、新しい産業の展開とかは望めないと思えます。阿見町から何も話がないというのは、これはもう事実だと思いますけれども、本当に小さな力をみんなで少しずつ出し合って、ぜひ阿見町との展開強化、これを牛久市が主導していくというような形でいけるように、皆さんで、執行部の方をお願いしたいと思います。

それでやっぱり稀勢の里がいる荒磯部屋の件なんですけれども、これをいろいろな意味で利用しない手はないと思えます。あらゆることを考えて、ぜひ先に進めていただきたいと思えますので、今後とも忘れずに、阿見町との合併に至らなくとも、どうやったらもうちょっときめ細かく2市で活動できるか、それを考えていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問ですが、生活保護の在り方についてであります。

まず、直近の話ですが、コロナ禍を原因とする生活保護に至ったケースは、分かる範囲で牛久市での件数とその特徴的な原因があれば教えていただきたいと思います。

また、コロナ前よりの増減は、皮膚感覚で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 コロナ禍が原因で生活保護に至った世帯数については、感染が拡大した令和2年4月から令和3年10月末までの1年6か月間で、7世帯となっています。この期間における生活保護の新規開始世帯数は92世帯となっていますので、7.6%がコロナ禍の影響で生活保護開始に至っている状況です。具体的なコロナ禍の影響といたしましては、就業先の閉店や倒産により失業し、生活困窮に陥った世帯となっています。

生活保護受給世帯数の経年推移ですが、コロナ前の令和元年度末は407世帯、コロナの影響を受けている令和2年度末は416世帯、令和3年10月末では427世帯で、コロナ前と比較しますと20世帯増加しております。増加の理由は、コロナ禍の影響よりも病気や高齢が原因で、就労収入が得られない等が多くを占めている状況となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 どうもありがとうございます。

それでは、2番目の小さな質問なんですけれども、ここ十数年の傾向ですが、今社会問題化している社会活動を拒否してただ家に引き籠もっている若者たちが増えていると感じます。このケースでは、両親の方々はまだ元気な方も多く、自分自身の問題として真剣に子供と向き合っている親御さんも多く、子供の行動を黙って見守り成功を信じる気持ちでいると思います。これならば何も心配はありません。

しかし、最も心配なのは、若いときからひきこもりが始まり、そのまま40代以降も引き籠もったままの人たちです。いわゆる8050問題だと思いますけれども、親御さんは私世代よりさらに高い年代の方が多く、もしも不幸に両親が亡くなれば、本人の立ち直りがない場合は、このケースは確実に将来の生活保護につながると思います。各自治体で実態の把握は行われていないと思いますが、牛久市での将来の準備やそれに対する対処システムなどの研究は立てられているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 内閣府が平成30年に実施した生活状況に関する調査結果によりますと、40歳から64歳までのひきこもり者数は、推計61万人で、15歳から39歳の若者のひきこもり者数54万人を大きく上回る結果となりました。

本市においては、ひきこもり者数の把握はしておりませんが、社会福祉協議会に委託している自立相談支援事業において、令和2年度は8件のひきこもりに関する相談がありました。相

談者は両親や家族で、相談内容は、仕事に就かせたいなどが多くを占めております。本人の相談同意が得られていない場合が多く、具体的な支援につながらない現状となっております。

8050問題に象徴されますように、50代のひきこもり者が80代の親の年金等の収入で生活し、親が亡くなると生活困窮に陥ることは容易に想像できます。市といたしましては、ひきこもりの相談を通して、関係機関と連携し、本人の社会参加を促していく伴走型の支援が、まずは必要であると考えております。経済的自立へ向けての支援として、来年度より現状の自立相談支援事業において、社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする方に対応するため、専任支援員を配置するなど支援体制の強化を目指してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 ありがとうございます。

昭和世代は、風潮として、生活保護を受けるのは恥ずかしいことと考え、厳しい生活に耐える方々が多かったのも問題ですが、簡単に生活保護受給を考えるのは安易過ぎると思います。あまり表面に出にくい問題ですが、今後最もあぶり出される社会問題になってくると思います。こういう問題は身近な社会問題として、自治会などとの連携を深めて話し合っ、問題の本質を探る事案だと思います。市の担当部署だけでは限界があると思いますが、対策をお考えならばお聞かせ願いたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 生活保護に至る前段階において、自立を支援する施策としては、生活困窮者自立支援制度がございます。当市では、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の3事業を社会福祉協議会へ委託し実施しております。

具体的には、生活困窮者及びその家族等からの相談において、状況を丁寧に聞き取り、アセスメントを実施して個々の状態に合った支援プランを作成し、就労支援や家計再建等の支援を一体的かつ計画的に実施するものでございます。

令和2年度の3事業の実績でございますけれども、自立支援相談支援事業では、相談件数が1,011件、令和元年度は145件でした。約7倍に増加しておりまして、就労準備支援事業は4名の対象者に支援プランを作成し継続的な支援を実施した結果、一般就労に1名、福祉的就労に1名がつながりました。家計改善支援事業は、家計収支を明確にし、自己管理に向けた支援を4名に実施したほか、債務整理をするための債務表の作成支援や法テラス同行を3名に実施しました。このほか、関係機関と連携しながら、生活困窮世帯への食糧支援等を実施しております。

支援が必要な方がこれらの相談につながるためには、民生委員や行政区長をはじめとした地域住民の働きかけが必要な場合が多くあります。また、庁内の様々な手続等において、生活困

窮を察知した場合には、相談につながるよう連携して対応しております。制度について広く周知するとともに、生活保護に至る前段階の支援として、今後も引き続き、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援事業の充実に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○11番 守屋常雄 議員 大変ありがとうございます。

いろいろお話しさせていただきましたが、この問題は保健福祉部だけでは将来的に解決できる問題ではないと思います。ぜひ保健福祉部が中心になり、オール牛久市民で解決すべき問題だと思います。特に、これから大変だと思いますけれども、区長さんと民生委員の方々に本当に頑張っていただきたいと思います。担当部署の方々の健闘をお祈りして、私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、11番守屋常雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番柳井哲也議員。

〔7番柳井哲也議員登壇〕

○7番 柳井哲也 議員 無党派の柳井哲也でございます。

大きく2点について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず第1番目、コロナ禍後の支援策ということで、魅力あるまちづくり、コロナが今、終息とまでは言えませんが、茨城県も今、感染して入院している人はゼロになったという新聞報道もありました。ちょうどゼロからのスタート台に立ったような気持ちでまちづくりをやっていくべきであろうということで質問していきたいと思います。

1番目の農林商工の実情についてということで、コロナ禍による影響は農林商工など様々な分野にわたっており、また感染者の中には亡くなった方や重篤な後遺症を持っている方も多数報告されておりました。現在、小康状態になっているとはいえ、この2年近くにわたる苛酷な経験は私たちに様々なことを想起させたと思います。

国としては、食料安保、それから経済安保の重要性を自覚することとなり、今後どのような国づくりをやっていくべきか見直しをやっていくところだと思います。

牛久市としましても、何が強く、何が弱いのか。農林商工の実情を把握した上で魅力あるま

ちづくりをやっていくスタート台に立つべきと考えます。

そこです、その実情について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 まず、農業におきましては、コロナ禍の影響で、いわゆる「おうち時間」が増えたことにより、農産物の個人消費は増加しております。その一方で、外食産業は、営業時間短縮やアルコールの提供停止等が大きく影響し、結果的に大量消費の部分が激減した関係で、全般的に農産物の価格は下落傾向にあるのが実情です。

商工業では、国や県及び市独自の支援のほか、無利子や低金利の融資等も事業継続の大きな後押しになったと見られ、新聞報道や商工会からの情報によれば、コロナ禍により倒産に至った市内の事業者は4件にとどまっているとのことです。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

2番目の質問に移りたいと思います。市と商工会との連携、それからハートフルクーポン券についてということであります。

県内自治体の中には、最も打撃を受けたのは飲食店ということで、その支援策として加盟店で1,000円以上の食事をすると次回から利用できる500円分の食事券1枚を店から配付される、そういう仕組みをつくり、飲食店に2度足を運ぶような仕組みをつくっているところもあるという報道がありました。

牛久市と商工会との連携は、ハートフルクーポン券をはじめ様々な支援策をやってきていることと思いますが、改めて話合いの機会を持って、見直しを含めた効果的な支援策を考えていくべきではないでしょうか。市の考えをお聞きます。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 コロナ禍でダメージを受けた市内経済の活性化を図るため、ハートフルクーポン券につきましては、商工会の協力を得て、幾つかの支援策を講じております。

まず、今年度上期はゴールデンウィークの需要を見込んで、例年は6月1日の発売日を4月26日に前倒しいたしました。その結果、有効期間もそれだけ延びております。

また、昨年度同様、プレミアム分の22%に当たる事業者負担分を市が助成しております。

近隣の市町村ではプレミアムを大きくして経済の活性化を図ったようですが、抽せん制であったり、売れ残りが生じたりしたとも聞いております。

一方、市商工会が発行するハートフルクーポン券は購入者の制限もほぼありませんし、何より事業者支援を最大の目的として約20年継続していることから、市民の認知度も高いようです。プレミアムは10%なので、確かに近隣市町村よりは見劣りがしますが、毎回完売して、

使用率も99%を超えているので、市内経済活性化の一助となっていることは確かです。

プレミアムが消費者にとってメリットなのはもちろんですが、特に新型コロナウイルス感染症の拡大が始まってからは、完売までの日数が極端に短くなったことを考えれば、市内の事業者を応援したいというお気持ちが、購入者の方々の動機になっているのではないかと推察いたします。

今後も、市としましては、商工会との協議を重ねて、改めるべきところは改め、よりよい形で支援ができるよう努めてまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 きめ細かい支援策をよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の質問に移ります。農林業対策であります。

外食産業が長らく休業したため、米や野菜、先ほども話がございました農業への影響も大きかったと思います。市内のタケノコやシイタケなども出荷できるようになったにもかかわらず荒れ放題の竹林も多くなっていますが、出荷できるようなものを生産するには、まず環境整備から始めなければというところであります。

そこで、一例として、グリーンファームで竹パウダー製造機を用意し、利用しやすい価格で貸し出すなど、支援策を考えてはどうかという質問であります。竹パウダーは有機肥料として極めて効果があり、また菌床栽培にも最適とのことであります。キノコの生産者を育成しながら、特徴あるまちづくりにも貢献できます。

市内には林業をやっている人はいないようですが、製材できるような大木を伐採しても利用されず、処分困っている状況です。反面、木材価格は急騰しています。これについてもグリーンファームがそれらを引き取って製材するとか、あるいは民間業者を誘致し支援してはどうか。市内の荒れてしまった山林を整備し、新たな価値あるものを生産していけるような地域にできたらと考へ、質問いたします。よろしくお願ひします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 管理することができずに荒れてしまった竹林や森林が、市内に限らず全国的にも増えていることは認識しております。

御提案の荒廃竹林解消策の一つとして、竹パウダーの有機肥料化や菌床栽培利用については、市内で取り入れている農業者もいたことから、以前に検討した経緯がございます。残念ながら個々の農法に合わないということで、賛同する農業者がおらず拡大には至りませんでした。再度、勉強会等において検討してまいります。

また、機械の導入貸出しにつきましては、大型で破砕音も大きく、危険も伴い、誰でも手軽に扱えるものではないため難しいと考へます。

次に、市内で伐採され処分に困っている木材を、うしくグリーンファーム株式会社で製材、もしくは民間の製材事業者を誘致して支援してはどうかという御提案ですが、市内には木材の製材利用を目的として育成している管理林業地はないと認識しております。御質問のとおり、数年前より国産木材の価格は高騰しており、追い風と言われておりますが、牛久市のように気候の穏やかな地域で管理されずに育った木は、間伐材に限らず、建築材料としての利用価値は低く、販売が難しいのが現状です。

さらに、専門家の意見では、例えば、杉を柱として利用する場合、樹齢50年と言われており、それより大きく育ち過ぎても、小さくても、柱として利用ができないとのことでした。

以上のようなことから、新たに製材事業者の誘致や、うしくグリーンファームに製材施設を整備するのは難しいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。今の問題なんですが、牛久市内で山林を持っている方が木を伐採した場合に、どこにも買ってもらえない、持って行ってもらえないということで、本当に皆さん困っているんです。何か利用できないものか、それが市民の素朴な疑問であろうと思っております。どこかでこういうものをこんなふうにしたら有効活用できるんだよというようなアイデアというものが出てこないものかなといつも感じているところであります。

森林の環境税、1人1,000円ずつ出して、それが地域の山林とか何かの荒れたところ、山林の所有者、整備するにはちょっとお金がかかり過ぎてやれないというものを解決するために、森林環境税というのを国が考えてくれたわけなんですけれども、牛久市の森林、山林、本当に荒れ果てています。何とかきれいな山林になって住みよい地域になってもらえないものかと考えております。何らかのアイデアがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

4番の観光客対策について質問をいたします。

新型コロナウイルスの第6波は必ずやってくるという前提で、国はさらなる対策を進めていますが、一日でも早い終息を願うばかりです。既に国内の観光客は増加しつつあり、インバウンドも含めて速やかに受入れ体制を整えていくべきと考え、質問を用意していたところでありますけれども、インバウンドについては日本にもオミクロン株が上陸してしまったということで、可能性は今のところ全くゼロになってしまいました。国内のお客様のみを対象とした受入れ体制の構築しかありません。

牛久シャトーや牛久大仏に来てくれたお客様にさらに牛久を楽しんでもらえるよう、その周辺に野菜直売所や物産販売店をつくっていくことが有効と考えますが、JAなどとの連携を考えているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 ただいまの御質問にもございましたように、第6波も懸念され、海外の状況に鑑みると予断を許さない状況には違いありませんが、現在、新型コロナウイルス感染症の国内感染者数は激減し、落ち着きを見せつつあります。

早速、県内でもGoToEatや、いば旅あんしん割が再開され、GoToトラベルも来年1月に再開予定との報道があり、商工観光課にも連日問合せの電話がかかってくるいております。昨年、商工会との連携により企画したものの、残念ながら中止に追い込まれたGoToトラベル牛久版についても、次年度の開催に向けて可能性を模索しております。

また、直売所や物産店につきましては、市内にあります大規模直売所を例にとると、地元野菜はもちろんのこと、全国から農産物や加工品を取り寄せて魅力の向上を図るとともに、観光スポットと連携することにより、市内外からのお客様で常時にぎわいを見せております。

長年にわたり運営してまいりました市営青果市場の将来像として、直売所等への転換も活用案の一つと考えております。それも視野に入れつつ、直売所等の誘致や整備を検討する際には、JAや民間事業者との連携及び協力を前提に、慎重に進めてまいりたいと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。牛久市はまだまだいろいろ魅力あるまちづくりをやっていくのに可能性のあるまちだなとも思っております。よろしく御指導いただけたらと思っております。

それでは、第2番目の質問に入ります。牛久市の偉人についてであります。

牛久市民が誇りとする市の偉人にはどのような人がいるのか。これまで牛久市は、小川芋銭展を開催しており、本年11月には住井すゑ文学館がオープンを果たしました。ともに国内の様々な方々に大きな影響を与え、ファンを擁していることから、今後どのように進展していくのか期待しているところです。

このお二人のほかに牛久市にはどのような偉人がいるのか、お伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 柳井議員がただいま挙げられました、画家小川芋銭や作家住井すゑについては、文学的観点から見た郷土にゆかりのある偉人であると考えます。

同じように文化財の観点から、例えば日本遺産認定を受けた牛久シャトーの創業者神谷傳兵衛なども、顕彰に値する偉人の一人に挙げることができるのではないのでしょうか。国産ブドウでのワイン造りの先駆けとして、ブドウの栽培からワインの醸造、貯蔵、出荷まで一貫した製造工程を有していた現在の牛久シャトーを創設した功績は大きく、国指定重要文化財であるシ

ャトーカミヤ旧醸造場施設と併せて、甲州市と共に日本遺産事業を活用しながら、市民に広く広報し、次世代へ継承していく必要性があると考えております。

また、各世代から広く支持されるスポーツの分野においては、国技である相撲をはじめ、プロ野球、サッカーなど各競技において、牛久市出身の選手が活躍をされているところでございます。

市民の目線から郷土の偉人について考えてまいりますと、歴史・文化・芸術のほか、スポーツ、政治・経済など、あらゆる分野において、過去から現在まで牛久市ゆかりの皆様の御活躍があります。

その功績は多岐にわたることから、市民それぞれが思い描く偉人像は様々にあるものと考えております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 牛久市にゆかりのある偉人について、市民それぞれが描く偉人像は異なるであろうということは、誠にそうだと思います。

一つの分野において大活躍されて、多くの日本国民に認められ賞賛されたことが一つの基準になるのかなど思ったりしていますが、私見では芸術家や作詞家、オリンピックの金メダリストなど五、六名いるのではないかと考えております。

そういう方々の展示会の予定について、そういうものはあるのかどうかについて、次に質問をしたいと思っています。

これまで牛久市には資料館のような専門の展示会場はなかったために、展示会というイベントは、これが整備されている自治体と比べて圧倒的に少ないものとなっています。牛久市が自信を持って偉人と考えられる人がいるのであれば、市民の方々にその優れた点についてぜひ紹介していくべきと考えます。

また、実際に展示会の予定があるのであれば、いつ頃になるのか、分かる範囲で伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 郷土の偉人を顕彰し、次世代へ継承していくための展示会場となる施設については、第3回定例会における柳井議員の一般質問の中で答弁いたしましたとおり、現在市には博物館施設がないため、既存の施設利用を前提に考察していかなければなりません。

そこで、11月に開館いたしました住井すゑ文学館の多目的展示スペースである抱樸舎を有効に活用し、郷土の先人に関する資料などを公開展示することにより、市民や子供たちに、その功績について紹介していけるよう考察してまいります。

また、現在市では、図書館における市民大学講座において、市の学芸員が牛久の歴史について講義をしたり、神谷傳兵衛が日本ワインの製造と普及に生涯をささげたストーリーを分かりやすく漫画にした日本遺産漫画教材を市内の各学校で配付したりするなど、既に歴史や偉人の顕彰については、展示という形にとどまらず、それに代わる様々な手法を取り入れております。

市民や次世代を担う子供たちへ、郷土の先人や偉人の功績を伝え、牛久の歴史や文化の学びから郷土への愛着を育むための働きかけについては、講座やワークショップなどと併せて、学校の授業との連携も視野に入れながら、引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 いろいろな方法でやってきておられるという報告がございました。

それでは、3番目の質問に入ります。

現在、活躍中の偉人を顕彰する意義について質問したいと思います。よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市には、歴史・文化的分野における先人や偉人のほかに、美術・芸術分野で功績のある作家の方も多くいらっしゃいます。

現在、芸術分野において活躍をされている市にゆかりのある作家の中には、うしく現代美術展をはじめとした当市の文化芸術事業に深く携わっていただいている方も少なくありません。

今後もそのような方たちと連携体制を築きまして、市主催の事業へアドバイスをいただくなどの形で御協力をお願いしていくほか、既存の事業の周年に当たる機会を活用して、市にゆかりの作家にフォーカスを当てた特別展なども企画してまいりたいと考えております。

市内外から全国的に作品が広く認められるなど活躍されている、市にゆかりのある書道家、彫刻家、画家などと協力関係を構築していくことは、今後の市の財産となり得る貴重な資料や作品を散逸させないために重要であると認識しております。しかしながら、このような連携により、将来的に寄贈や寄託をされた芸術作品を常設展示し、市民に日常的に触れていただくための公共施設がないという現状があります。当市の貴重な財産である、芸術分野における偉人の方々との良好な関係性継続に向けた取組については、市民への郷土の作家による優れた芸術作品に触れる機会の提供と捉えながら、引き続き様々な手法について検討してまいります。

私も昨日の夕方、ひたち野うしくに画廊を毎年ずっと継続してやっている方がいまして、そこに行ってまいりました。非常に人は少なかったのですが、非常にその作家さんたちが、その作家は龍ヶ崎の方だったのですけれども、非常にそういうことで地道に自分たちの作品をしながら、そしてそのようなことで活躍されているということは、本当に私も見てうれしいと。そして、少しの機会があると私は行って見せてもらって、そのように牛久において本当に、牛久

にはそのような人が、逆に龍ヶ崎から牛久にそういう場所を使ってやるんだよという人がいる、これは素晴らしいことなのかなと私は思っています。

ですから、そういうことをやるときは、牛久に来てやってくださいよというのを、これは広域の大きな魅力につながるのかなと思っております。

また、山中一馬さん、能の日本の代表する方なのですが、その方といろんな話をしながら、せっかくのそういう偉人の方が、現在でも元気な方がおりますので、そういう方たちとも連携しながら、牛久の小学校、中学校ですけれども、そして一般市民の方にももっともっとそういう能に対する見識を深めていただくいい機会をつくっていくことも、私たちのできる責務だと考えています。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○7番 柳井哲也 議員 思いの答弁を語っていただき、うれしく思っています。

こういう牛久市ゆかりの偉人がたくさんいるものですから、ぜひ合同展という形でも結構だと思います。実現できるよう希望しながら、質問を終わりにいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で7番柳井哲也議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時10分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時12分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番市川圭一議員から早退の申出がありました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 改めまして、こんにちは。本日最後の質問となります。公明党の鈴木勝利でございます。

通告順に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、教員による児童生徒に対する性暴力の根絶についてということです。

学校の先生方は、時には自分や自分の大切な家族を二の次にしてでも児童生徒のことを第一に考え献身的に行動しているということは、同じ立場にあった我が身を顧みても間違いないことだと思います。だからこそ先生方の心身の健康を考え、時間や業務の在り方を見直し、先生方が元気な姿で児童生徒に向き合い、児童生徒のために十分な力を発揮してもらえるように、

教育委員会をはじめ行政側は学校の働き方改革に十分に力を注ぐ必要があると考えます。

しかし一方で、残念なことに、教員という立場を利用し、あるいは教員という自覚を欠いて、児童生徒に対して決して許されない行為に及ぶ者もいることは事実です。中でも児童生徒に対するわいせつ行為は卑劣な断じて許されない行為です。それはその子に、たとえ身体の傷は癒えても、心に生涯決して消えない傷を負わせてしまうことになります。また、学校や教員に対する信頼を大きく失墜させることになります。さらに、学校や誠実な行動に徹している多くの教員に対する裏切り行為にほかなりません。ところがいまだにこうした事件が後を絶ちません。

先日も県内の公立中学校に勤務する27歳の男性教諭が女子生徒を抱き締めるなどのわいせつ行為をしたとして、県教育委員会が11月12日付でこの教諭を懲戒免職としたとの報道があります。この教諭は今年7月、勤務する中学校の教室で特定の女子生徒に対し2回にわたって抱き締めたりキスをしたりといったわいせつ行為をしたということです。女子生徒が9月に他の教員に相談したことで発覚し、県教育委員会が聞き取り調査をしたところ、当該教諭は事実を認めたということです。ほかにも3月に県内の公立中学校の26歳の男性教諭が、男子便所の小便器内に小型カメラを設置し複数の男子生徒の陰部を盗撮し懲戒免職になったり、6月には東京都足立区の33歳の男性教諭が、自分が勤務する小学校の女子便所に小型カメラを置き児童を盗撮した疑いで児童ポルノ禁止法違反で逮捕されたり、10月には東京都板橋区で小学校の29歳の男性教諭が、児童を教室に鍵をかけて閉じ込め胸を触るなどのわいせつな行為をした上で口止めを約束させたなどとして逮捕されたという事件等々、こうしたわいせつ教員の事例は枚挙にいとまがありません。

ところで、ここで誤解を恐れずに申し上げますが、こうした事件が起きると、どうしても学校の先生はなどと、教員一般の資質や教員全体の規律の問題に帰する傾向があります。2019年度にわいせつ行為などで懲戒処分を受けた公立小中高校などの教職員は273人、うち126人が児童生徒に対するものであったという報告があります。これは前年度に次いで過去2番目に多い数字となり、近年増加傾向にあります。しかしながら、全国の公立小中高校の教職員は92万人を数えます。すると割合的には、そうした事件を起こす教員は全体の0.03%です。どんな組織や団体にも一定数の犯罪を犯す指向、傾向の持ち主が存在することは否めません。したがって、教員の資質の問題などに一般化されては、冒頭にも述べましたとおり、誠意を尽くして児童生徒に向き合っているほとんどの多くの教員を侮辱するにも等しい話です。そのことをまず十分に認識していただいた上で、改めて教員のわいせつ事件など決して許されるものではなく、その根絶に向けてあらゆる努力をしていかなければなりません。

国でも、こうした度重なる事件を踏まえて、本年6月4日、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、教職員等による児童生徒等に対するわいせつ行為等を

児童生徒性暴力等と定義し、刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意の有無や暴行、脅迫等の有無にかかわらず禁止としました。

また、児童生徒性暴力により懲戒処分となった教員に対し、失効した教員免許を再交付しない権限が都道府県教育委員会に与えられました。従来、教員がわいせつ行為で懲戒免職となり教員免許が自動的に失効しても、3年たてば本人からの申請により都道府県教育委員会が教員免許を再交付することができるようになっていました。このため過去の処分歴を隠して他の自治体で復職し、わいせつ行為を繰り返す悪質なケースが問題となっていました。そこで、都道府県教育委員会は、第三者機関である免許状再授与審査会の意見を聴き、教員不適格と判断した場合、免許を再交付しないことを可能としました。また、児童生徒性暴力等で免許を失効した人の氏名や理由などの情報を共有するデータベースを国が整理し、教育委員会が活用することになりました。

しかしながら、事が起こってからでは何もなりません。未然に防止することが肝要です。こうした事件が起きるたびに、いつも決まって信頼を著しく失墜させるものであり、重く受け止めて再発防止に努めたいなどと陳謝したという報道がありますが、では一体どのように再発防止に努めているかが伝わってきません。

そこで、本市ではこのような事件を起こさないためにどのような未然防止策に取り組んでいるのか、伺います。

まず、近年における本市の教職員がわいせつ行為等で懲戒処分となった件数、うち児童生徒性暴力等件数及び当該性暴力等の内容について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 少なくとも私が知っている限り、ここ9年間においては、本市教職員のわいせつ行為等はありません。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、児童生徒性暴力等が起こらないようにするために、本市ではどのような具体的な対策に取り組んでいるのか、伺います。研修や相談体制の確立はもちろん、例えば児童生徒の相談の際には児童生徒1人に対して教員1人にしないと、相談時にはドアや窓を開けて対応するとか、具体的な取組を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 まず、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布されたことを受けて、8月に市内各学校に対して、教員による児童生徒への性暴力は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対して生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの重大な悪影響を及ぼすものであることから、決して許されるものではないことを指導しております。

また、11月に新聞報道された県内の中学校教諭のわいせつ事案を受けて、11月26日に校長会を開き、改めて指示したところです。

具体的には、性暴力が空き教室等で二人きりの状況で行われている傾向があることから、同性異性を問わず、密室で教員が児童生徒に対して1対1での個別指導をしないこと、また密室にならないように扉や窓を開けておくこと、使用しない教室については施錠と鍵の管理を徹底することを指示しております。

また、SNSの安易な使用が教員と児童生徒の不適切な行為に発展することから、管理職の許可や保護者の同意なく、電子メールやSNSを使って児童生徒と私的なやり取りをしないこと。また、児童生徒を車両に同乗させたり、学校外で会ったりしないことなどを改めて徹底するよう指示しました。

それ以外にも、校内の危険箇所を確認する安全点検において、死角となる場所がないかを確認するように指示しました。

さらに、本市では校長や教頭が授業時間中に各教室を見回りながら授業づくりに関わっておりますので、その際に、各担当がいるべき場所にいるかどうか、特定の児童生徒が担任と行方不明になっていないかどうかなどを確認することも併せて指示しています。

今後も性暴力を生まない体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 そうした取組にもかかわらず、児童生徒性暴力等あるいはその疑いが発覚した場合、教育委員会や学校はどのように対応するのか。そしてまた、被害者となった児童生徒に対してどのような支援策を講じるのか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 教員による児童生徒に対する性暴力等やその疑いが発覚した場合には、学校は教育委員会にすぐに報告することとなっております。そして、教育委員会が主導の下、学校と連携しながら、児童生徒の人権を最大限尊重しつつ、安全を最優先に対応しています。

具体的には、被害児童生徒と教員との接触を遮断し、児童生徒の安全確保をいたします。そのために、校長の権限の下に直ちに加害教員を児童生徒と接しない環境に置くこととします。このとき、被害児童生徒を保健室登校にするといった対応ではなく、加害教員をこれまでであった環境から遠ざけ、再被害及び口封じなどの証拠隠滅をさせないようにいたします。

次に、被害児童生徒に対しては、誰に、何をされたのかという点を簡潔に聴き取り、その後は児童相談所に協力を要請し、被害確認の技術を持つ者に面接を実施してもらいます。また、性暴力を受けた後、被害児童生徒はもちろんその保護者の悩みや不安については、医療、福祉分野とも連携し、カウンセリング等の必要な支援を継続して行っていきます。

加害教員に対しては、教職員が事実認定の専門家でないことに考慮し、弁護士その他の専門知識を有する者に聴き取りを依頼します。性暴力は犯罪ですので、ちゅうちょせず警察に告発いたします。

教員の児童生徒への性暴力等が発覚した場合の教育委員会や学校の対応、また被害児童生徒への支援策については、まだ十分ではないと考えております。来年度文科省が総合的対処モデルを策定するとのことですので、本市でもそのモデルを参考にしながら、今後見直しを行ってまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本日は小中学校教員というのを例示しましたが、これは幼児教育あるいは保育施設の場合でも例外ではないと思います。子供たちにとって全ての教員が信頼される存在であり、学校が安心して暮らせる居場所であるように、心して対応していただけるようにお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

本市職員の男女共同参画の現状についてということです。

去る10月31日の衆議院議員選挙では、当選した465人中、女性は45人で、前回4年前の衆院選より2人少なくなりました。割合で換算すると全衆院議員に占める女性の比率は今回が9.7%で、前回より0.4ポイント少なくなりました。

さて、平成30年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が成立し、国政選挙などで男女の候補者数を均等にするように政党に求めていましたが、今回の全候補者1,051人中、女性候補者の割合は17.7%にとどまったという結果も出ています。

内閣府男女共同参画局によると、令和2年6月時点で日本の女性の衆院議員の割合は9.9%、これは世界190か国中163位で、経済協力開発機構、OECD諸国の中では最低の水準です。

なお、今年3月、世界経済フォーラムが発表した政治、経済、教育、健康の4分野に分けて各国の男女格差をはかるジェンダーギャップ指数では、2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位、前回と比べてスコア、順位ともほぼ変わらず、先進国の中では最低レベル、アジア諸国の中では韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となったというデータも出ております。特に、経済、政治分野における順位が低く、その要因として、国会議員や大臣、行政の長のそれぞれの女性の割合、女性管理職の割合が低いことや、一方で女性の7割以上が労働力にもなっているにもかかわらず、その多くはパートタイムの職であり、女性の平均所得が男性よりも低くなっていること等が指摘されております。

このように、男女平等、女性の社会進出が長年叫ばれ続け、男女雇用機会均等法あるいは男

女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等々の法整備がなされてきたにもかかわらず、現実にはなかなか改善されてきていない現状が浮き彫りになっております。今やLGBTQの尊重がうたわれる時代になって、いまだに男女格差の是正が遅々として進まない日本の現状に暗たんたる思いを抱かざるを得ません。

翻って本市の現状をかいま見ますと、例えばこの議場において、議員席側では欠員数を考慮しても議員定数22人中、8人が女性であり、実に割合で36%と全国の市町村議会に占める女性議員の比率が15%未満であることから考えると非常に高い水準にあり、高く評価されるべきだと思います。また、議長こそ男性ですが、議会運営委員会をはじめ6つの常任委員会のうち半分の3つの委員長は女性です。

一方で、執行部席側はいかがでしょう。本市でも平成15年に牛久市男女共同参画推進条例を制定し、また3次にわたって牛久市男女共同参画推進基本計画、実施計画を策定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。さらに、女性の職業生活における活躍推進という観点から、平成28年には牛久市特定事業主行動計画も策定されました。

そこで、本市の職員の男女共同参画の現状、言い換えれば女性職員の現状について伺ってきたいと考えます。

牛久市特定事業主行動計画によると、本市の職員採用における女性の割合は、平成24年度、22.2%、平成25年度、23.1%、平成26年度、42.1%、平成27年度、30.8%となっており、一貫して女性職員採用数が男性職員採用数より少ない傾向が見られます。

それでは、現在の本市の女性職員の割合及び近年の女性職員採用の割合はどうなっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市の女性職員の割合につきましては、令和3年4月1日現在で3役、指導主事等の県派遣職員を除いた390名中153名が女性であり、割合は39.2%となっております。

また、近年の女性職員の採用の割合につきましては、平成29年度が38.9%、平成30年度が55.6%、平成31年度が70.0%、令和2年度が65.0%、本年度が38.9%となっております。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 ただいまの答弁を伺うと、ここ最近では女性職員の採用数が多くなっている傾向があり、かつての男性採用偏重からの改善が見られます。本市の男女共同参画実現への努力と受け止めていいかと思います。

では次に、本市の女性職員の管理職登用の状況について伺います。

まず、本市における管理職とは、その職位名を伺います。また、職位ごと及び部署ごとの女性管理職の割合について伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 当市では管理職は大きく分けて部長、次長、課長、課長補佐の4つに区分しており、それぞれの女性の割合は部長11.1%、次長16.7%、課長29.0%、課長補佐21.7%、全体で22.3%となります。

また、部署ごとの管理職の割合は、市長公室16.7%、経営企画部ゼロ%、総務部17.6%、市民部15.4%、環境経済部16.7%、保健福祉部65.0%、建設部7.7%、議会事務局ゼロ%、教育委員会事務局13.3%、その他が16.7%となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 女性の管理職員数が男性のそれより少ないのはなぜなのか、伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 女性管理職員の数が男性より少なくなっている理由につきましては、要因の一つとして、管理職の66.1%が50歳以上でありまして、50歳代の女性職員の割合は28.2%であり、20代50.7%、30代47.5%、40代46.0%と、他の年代と比較しますとかなり低い割合となっておりますので、それが一つの要因と考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 女性職員が、年齢が高くなるに従って少ないということは、なぜなんですか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 これは、一時期、家庭の事情等により退職される女性職員が多かったことが一つの要因と考えられます。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、保健福祉部は65%と非常に高い割合になっておりますが、これが部署によって女性の管理職員数に大きな差があるのはなぜなのか、伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 管理職の配置につきましては、適正な業務遂行に必要な人材の配置を念頭に行っており、その結果として部署により性別の偏りが生じていると認識しております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 すみません、もう少し具体的に、その適正な業務遂行という中身を教えていただければと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 業務の内容によって、市民にどういった方に接するかや、そういった各課の持つ業務の内容に適しているという考えも一つの要因であります。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それがなぜ男女の管理職登用の差になるのか、どうしても分からないのですが、その辺を教えていただければと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司総務部次長。

○二野屏公司 総務部次長兼人事課長 保健福祉部は、一部の職として、専門職の女性が多いということもありまして、そういった方が年齢を重ねて管理職に上がるということもあるので、割合が高くなっている部分もあると思います。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 まだちょっとよく分からない部分がありますが、職員採用や管理職登用において、男女均等数を発生する目途について伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私が就任してから、これまでも職員の採用や管理職への登用は、性別にかかわることなく行っております。私は、その人の能力があるか、そして資質があるかを酌み、それが女であったのか、男であったのかということで私は判断していません。ですから、その結果、私はそのように、同数にとか、数字を求めるものではありません。ですから、あくまでもその個人の能力で私は採用なり、そして管理職への登用をしまいいりました。そういう中で、結果的になってしまったということでもあります。

でも、女性管理職の割合が約20%を目指すとと言われてございますけれども、現在は22.3%。数字で言うならば、35%以上あってもいいのかなという、全てがこの数字ではありません。私はこれからも、やはりその人の能力があって、そして意欲がある方に私は管理職のほうに、何と申しますか、そのときはそうしています。そういう面では、若い人であっても、この人は能力があれば管理職に私は現在もしています。ですから、そういう職員の意欲があって能力がある人間は、若い40代前半でも管理職に就くこともあると。これからもそのようなことで、そのような観点で、男性女性関係なく、私はそのような職員の採用であったり、管理職の登用に当たるつもりです。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 市長のおっしゃっている能力があるか資質があるかで判断するのは、正しいと思います。

では、なぜこれまで男女でこのような差ができてしまったのか。能力、資質が男性のほうが上回っていたのか、どうしてもそう考えざるを得ません。女性が男性と同じ社会的な立場に立ち、数的にも男女均等であるためには、まだまだ根深い性別による固定的役割意識の変革が求められると思います。アンコンシャスバイアスという言葉をお聞きでしょうか。無意識の思い込みとでも訳するのでしょうか。例えば、共働きでも男性は仕事を、女性は家庭を優先すべきだと聞いて疑問を持たずに受け入れているとしたら、それがアンコンシャスバイアスです。内閣府男女共同参画局が去る9月30日に公表した調査から、多くの人が性別に関するアンコンシャスバイアスがあることが分かりました。職場における性別役割意識に関する結果を見ると、育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない、組織のリーダーは男性のほうが向いているという2項目が男女ともに最も多かったということです。また、次に多かったのは、男性では、受付、接客、応対、お茶出しなどは女性の仕事だ、一方で女性では、大きな商談や大事な交渉は男性がやるほうがよいということです。さらに、同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用させたりするものだという意識が男性に強いことも浮き彫りとなりました。これら男女がともに持つ性別役割意識が女性の活躍を阻む要因の一つとなっているようです。

同時に、出産、育児に対する休業取得、保育所等の施設、女性の離職を防ぐ体制等、女性が社会進出し働きやすい環境の整備に努めることが必要不可欠です。また、職階の違いや勤続年数の差、諸手当支給の有無等に伴う男女の賃金格差が是正されなければなりません。さらに男性が積極的に家庭において育児や家事に取り組むようになることなどが必要不可欠です。

私は、女性の感性や女性の視点というものは、社会や人間の生き方にとって非常に重要なものだと考えます。女性ならではの想像力とか、女性ならではの気づきとか、それは決していわゆるジェンダー、社会的性差を言っているのではなく、女性の生物学的な性差に起因するものだと思いますが、これまではそうした感性や視点からの社会に対する取組が不十分だったと考えます。だからこそ、あえてもっと女性に社会進出し、男性と同じ立場に立ってあらゆることに積極果敢に取り組んでいただきたいと考えております。

今後、本市において、男女共同参画社会を確立するために必要なことは何だと考えますか。本市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は、市長になってから、男だから、女だからということは一切考えてい

ない、そういう物の見方で仕事をしていません。うちの市長室でも、男性がお客様にお茶を出します。ですから、私は男だ女だということではなくて、さっき言ったようにその人の持つ資質、確かに女性というのは非常に環境においても、育児、出産、ございます。家庭もいろんな仕事もある。ですから、若い職員にも、男性でも育児休暇を取りなさいと、そういうことをしながら、お互いに夫婦も働いております。ですから、そういう面で、僕は逆にそういう感覚で仕事をしていないものについて、そうしているだろうと言われると、非常にちょっと私も違和感があります。

ですから、これからの社会は、私はお互いに尊重しながら、いろんな肉体的、精神的な性差、それもございます。それを認め合いながら、私たちは共生しながらこの社会をつくる。これが僕は一番重要だと思っています。ですから、これまでのように、男性だから、女性だからということで、一切私はこれからもやっていくつもりはありませんし、能力ある方は男性でも女性でも部長だとか、そのようになっていく方が、私はそういう社会、そしてこういう組織が出来上がる、それが一番私は理想的だと。理想的というより、私が望む社会でございます。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 牛久市では、性別にとらわれることなく、全ての市民が対等な関係に立ち、互いの人権の尊重と実質的な男女平等が実現される社会を目指し、市民・事業者・行政が一体となって男女共同参画を推進するため、牛久市男女共同参画推進基本計画を策定しております。

策定に際しては、18歳以上の市民に対して家事分担や職場環境など日常生活に関する現状や意識を問う調査の実施や、市内の事業者に対しては男女共同参画の取組に関する実態を把握するためのアンケート調査を実施して、それらの調査結果を基に、牛久市男女共同参画審議会に諮り計画に反映させております。

また、市では計画に沿った施策を推進していくために男女共同参画推進会議を定期的に開催し、計画の進捗状況を確認しているほか、取組の弱い部分や必要性の高い部分の見直しを含め審議会委員の専門的知見による助言を基に改善を重ねております。

家庭・地域・職場においていまだに残る性別による固定的な役割分担を持つ慣習見直しのための意識啓発をさらに進めていくことや地域社会における様々な問題を解決するためには、多様な視点が必要であることから、今後も防災、防犯、交通安全などあらゆる分野において一人一人の市民が男女共同参画の視点を持ち、個性と能力を十分に発揮した活動ができますよう推進してまいります。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市では、男女共同参画社会の実現に向けて大変努力していること

は理解いたしました。当質問では、本市の職員を例に挙げましたが、それは私たち本市の職員も同じことです。比較的女性の比率が大きいとはいえ、それで十分とは言えません。男女の数が実質的に均等にはなっておりません。

今後は、職員の皆様と手を携えながら、ぜひとも本市が男女共同参画社会の先進事例となれるよう共に努力してまいりたいと思います。

それでは、最後の質問になります。市役所庁舎移転と牛久駅周辺地域及び東部地区の活性化についてでございます。

牛久駅周辺地域及び東部地区活性化に対して、一つの提案をしたいと考えます。それは、市役所庁舎を旧奥野小学校跡地に移転することによって東部地区に人の流れを促し、一方で市役所庁舎移転後の跡地に商業施設やスポーツ施設あるいはサテライトオフィス等の職場環境、高層マンション等の居住環境等を将来の発展的効果を考慮して整備することによって、牛久駅周辺地域の活性化を図るというものです。

東部地区は農村地域で、近年、高齢化、過疎化が進み、農業後継者の不足、不在や耕作放棄地の増大等が問題となっております。農地の集約化やスマート農業による生産性の向上、6次産業化等、農業振興に向けての取組が考えられておりますが、農業に依存するだけでは今後の発展を見込むことは難しくなっております。

今、おくの義務教育学校の開校に伴う旧奥野小学校跡地の利活用についての議論がなされております。同僚議員からも様々な案が出されております。その一つの案として、市役所庁舎の移転を考えてはどうでしょうか。まず、本庁舎も分庁舎も耐震化は十分されているとは思いますが、建物自体の老朽化は否めません。万一大きな災害によって機能不全となった場合、市の司令塔としての重要な役割が失われます。また、現庁舎の狭い空間は市民との対応時における個人情報やプライバシーの問題が指摘されております。そうした点を考慮すれば、今後の新設計画も考えないではいられません。

次に、市役所庁舎が今のこの地にあることが最適でしょうか。ここの立地環境を考えてみると、例えば駐車場の現状です。今の駐車場は狭く、しかもその土地の傾斜が大きいので、交通事故やトラブルの発生が常に懸念される状況にあります。そこで、市役所庁舎を新天地に移転新設してはどうでしょうか。これを東部地区に移転すれば、人の流れは確実にできるはずです。そこから東部地区の新たな発展が考えられるのではないのでしょうか。

一方で、急激に進んでいる牛久駅前の空洞化、駅周辺地域の沈滞化を打開し、にぎわいのあるまちづくりのために様々な議論がなされております。しかし、既存の施設や建物の利活用を考えるだけでは大きな打開策とはなり得ないのではないのでしょうか。そこで、市役所庁舎を移転することによって、ここ移転後跡地に商業施設あるいはスポーツ施設、もしくは高層マンシ

ョン等の居住環境を誘致整備し、牛久駅から牛久シャトー、そしてエスカード牛久ビルまでも含めた包括的な牛久駅周辺地区の再開発を考えてはいかがでしょうか。

スポーツ施設について一言すれば、先日の東京オリンピックで話題になったスケートボードやボルダリングの練習場を考えてみてもよいかと思います。もちろん財政的な問題をはじめ様々な課題、問題はあるかと考えます。何よりもそもそも市民の賛同が得られるのかという問題はあります。しかしながら、今後の牛久市全体の発展を考えると、こうした提案も一つの考慮に値するのではないかと考えます。

そこで、本提案の大前提として、市役所庁舎移転の考えがあるのか、移転の考えがあるとしたら旧奥野小学校跡地に市役所庁舎移転という選択肢は考えられるのか、伺います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 まちづくりを進めていく上で、庁舎の所在地を検討することは非常に有効であると考えます。しかし、現時点で旧奥野小学校の利活用として市庁舎を移転するという計画はございません。庁舎の移転に関しましては、本庁舎等の老朽化の状況等を見極めながら、必要に応じ検討を進めるものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、以上で私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時00分延会